

正誤表

「新版 インサイダー取引規制のすべて」の記載に、誤記が発見されたので、同書はしがきに基づいて正誤表を掲示します。

該当箇所	誤	正
25頁・20行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
25頁・30行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
152頁・16行目	(二) 証券取引法166条2項1号及び2号に掲げる事実にあつては、	(二) 法166条2項1号及び2号に掲げる事実にあつては、
174頁・3行目	(同法67条1項4号)	(同法67条1項6号)
234頁・15行目	受益有価証券	受託有価証券
258頁・34行目	株券の発行者	株券又は投資証券等の発行者
280頁・2行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・25行目	株券に係る	株券等に係る
282頁・10行目	株券に係る	株券等に係る
283頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
290頁・2行目	149条の8第1項(吸収合併に反対の投資主	149条の8第1項(吸収合併に反対の吸収合併継続法人の投資主
294頁・19行目	施行令30条	施行令31条
295頁・16行目	[3] 伝達者が聞いた事実を正確に記載する。	[3] 伝達者から聞いた事実を正確に記載する。
313頁・10行目	法198条の2第13号	法197条の2第14号
359頁・21行目	198条の2第13号	197条の2第13号
415頁・28行目	金融庁長官 ^[1]	証券取引等監視委員会

「インサイダー取引規制のすべて」の補正表

平成26年1月24日公布された施行令の改正を伴う平成26年政令第15号、2月14日公布された課徴金府令、取引府令等の改正を伴う平成26年内閣府令第7号、氏名公表府令を制定する平成26年内閣府令第8号が平成26年4月1日から施行されています。平成26年7月2日公布された平成26年政令第246号、平成26年内閣府令第49号が平成26年12月1日から施行されています。平成27年1月28日公布された平成27年政令第23号が平成27年5月1日から施行されています。平成27年9月2日公布された平成27年内閣府令第50号が平成27年9月16日から施行されています。補正表を作成しましたので、掲示します。補正表には筆者に判明した誤記の訂正を含んでおります。

なお、次の部分は上記の改正等により多くの補正がありましたので、別紙1～別紙7を作成して整理しましたので、末尾に添付します。

- 25頁1行目～27頁40行目(別紙1)
- 29頁22行目～31頁18行目(別紙2)
- 172頁19行目～180頁末行(別紙3)
- 225頁22行目～229頁7行目(別紙3-2)
- 258頁28行目～261頁1行目(別紙3-3)
- 294頁3行目～295頁28行目(別紙3-4)
- 346頁30行目～349頁末行(別紙4)
- 368頁10行目～369頁30行目(別紙5)
- 374頁16行目～375頁7行目(別紙6)
- 380頁1行目～16行目(別紙7)

新版第1刷該当箇所	新版第1刷中の記述	平成25年改正後の記述
iv 頁・4行目	平成25年政令第258号	平成26年政令第15号
iv 頁・7行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・9行目	平成25年内閣府令第14号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・13行目	平成24年内閣府令第72号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・15行目	平成22年内閣府令第49号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・16行目	平成24年内閣府令第49号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・18行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
iv 頁・21行目	平成25年内閣府令第58号	平成26年内閣府令第7号
v 頁・5行目	—	追加 投信法施行規則＝投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。平成26年内閣府令第7号による改正後のもの)
v 頁・11行目	—	追加 氏名公表府令＝金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令(平成26年内閣府令第8号)
v 頁・11行目	[1] 25年改正法に基づき改正が見込まれるものには、本文中に※を付した。 [2] 平成25年10月28日、平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令案が金融庁から公表された。以下、その政令案を記載することとし、☆を付した。	削除
25頁・11行目	<5号>※☆	<5号>
25頁・14行目	投資証券・投資法人債券又は外国投資証券(法2条1項11号)(施行令27条各号に掲げるものを除く)	投資証券・新投資口予約権証券若しくは投資法人債券(法2条1項11号)(施行令27条各号に掲げるものを除く)
25頁・18行目	投資証券・投資法人債券又は外国投資証券(施行令27条各号に掲げるものを除く)	投資証券・新投資口予約権証券若しくは投資法人債券(施行令27条各号に掲げるものを除く)
25頁・20行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
25頁・23行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券
25頁・24行目	性質を有するもので、	性質を有するもの又は外国投資証券(法2条1項11号)(施行令27条2号に掲げるものを除く)で、

25頁・27行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券
25頁・28行目	性質を有するもの(〈3号)に掲げるものを除く)	性質を有するもの(〈3号)に掲げるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号に掲げるものを除く)(〈3号)に掲げるものを除く)
25頁・30行目	有価証券信託受益権証券	有価証券信託受益証券
26頁・2行目	証券又は証書のうち社債券、優先出資証券、株券若しくは新株予約権証券	証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券又は新株予約権証券
26頁・4行目	(〈3号)〈4号)に掲げるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号並びに〈1号)〈2号)に掲げるものを除く)	(〈3号)に掲げるもの及び〈4号)に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く)又は外国投資証券(施行令27条2号並びに〈3号)に掲げるもの及び〈4号)に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く)
26頁・20行目	〈1号)〈2号)☆	〈1号)〈2号)
27頁・4行目	不動産その他の内閣府令で定める資産	取引府令25条2項で定める不動産等資産(投信法施行規則105条1号へ)
27頁・7行目	口 その資産のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産	口 その資産の総額のうちに占めるイに規定する不動産等資産
27頁・8行目	として内閣府令で定めるもの	として取引府令25条3項で定めるもの(最近営業期間[投信法129条2項]の決算[当該決算が公表されたものでない場合は最近営業年度の前の営業期間の決算]又は公表がされた情報[最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合]において投資法人[投信法2条12項]の資産の総額のうち占めるイに規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が50%を超える投資法人)
28頁・12行目	施行令29条の3第1項☆)	施行令29条の3第1項)
29頁・27行目	〈1号) 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの※	〈1号) 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの すなわち施行令29条の3第2項で定める、上場投資法人等(法163条1項)の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう)を支配している会社として取引府令55条の7第1項で定めるものである。
29頁・29行目	施行令29条の3第2項☆は、	取引府令55条の7第1項は、
30頁・2行目	、法27条において準用する法24条の4の7第3項において読み替えて準用する「法24条の4の7第1項若しくは第2項の規定による四半期報告書」	削除
30頁・10行目	発行者情報のうち、直近のものにおいて、」	発行者情報のうち」、直近のものにおいて
30頁・16行目	政令で定めるもの※ ^[22]	政令で定めるもの ^[22]

<p>30頁・17行目 ～31頁18行目</p>	<p>施行令29条の3第3項☆は、……(中略)……親会社である場合も多い。</p>	<p>すなわち、施行令29条の3第3項で定める、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等(投信法201条1項)のうち、次の同項〔1号〕から〔4号〕のいずれかに掲げる取引を行い、又は行った法人』として取引府令55条の7第2項で定めるものである。 〔1号〕 当該上場投資法人等との間で、不動産等(不動産、不動産の賃借権又は地上権)の取得又は譲渡の取引 〔2号〕 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引 〔3号〕 当該上場投資法人等との間における不動産の賃借の取引 〔4号〕 当該上場投資法人等の特定資産である〔2号〕に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の賃借の取引 ここで利害関係人等とは、資産運用会社の親法人等・子法人等・特定個人株主・主要株主をいう(投資信託・投資法人施行令123条、17条、投信法施行規則244条の3)。 取引府令55条の7第3項は、『上場投資法人等が提出した』法27条において準用する法5条5項において読み替えて準用する「法5条1項の規定による有価証券届出書」、法27条において準用する法24条5項において読み替えて準用する「法24条1項の規定による有価証券報告書」若しくは法27条において準用する法24条の5第3項において読み替えて準用する「法24条の5第1項の規定による半期報告書」で法27条において準用する「法25条1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの」、「法27条の31第2項の規定により公表した同条1項に規定する特定証券情報又は法27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した同条第1項に規定する発行者情報のうち」、直近のものにおいて上場投資法人等の『資産運用会社の利害関係人等(投信法201条1項)のうち、上記施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕のいずれかに掲げる取引(取引府令55条の8で定める基準に該当するものに限る)を行い、又は行った法人』として記載・記録された法人と定める^[23]。 なお、施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕の取引は、資産運用会社が上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産(投信法2条1項)の価値に及ぼす影響が重大なものとして取引府令55条の8に定める基準に該当するものに限られる。 施行令29条の3第3項〔1号〕〔2号〕の取引に係る基準を取引府令55条の8第1項が定め、次の同項《1号》の金額に対する《2号》の金額の割合が20%以上である。 《1号》 前営業期間の末日から過去3年間に於いて上場投資法人等が〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額 《2号》 前営業期間の末日から過去3年間に於いて上場投資法人等がその利害関係人等との間で〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額 施行令29条の3第3項〔3号〕〔4号〕の取引に係る基準を取引府令55条の8第2項が定め、次の同項《1号》の金額に対する《2号》の金額の割合が20%以上である。 《1号》 前営業期間における上場投資法人等の営業収益の合計額 《2号》 次のイ、ロのいずれか多い金額 イ 前営業期間の末日から過去3年間に於いて上場投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等から〔3号〕及び〔4号〕に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の1営業年度あたりの平均額 ロ 現営業期間の開始の日から3年間に於いて上場投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等から〔3号〕及び〔4号〕に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の1営業期間あたりの平均額</p>
<p>32頁・22行目</p>	<p>[19] 法163条1項。</p>	<p>[19] 取引府令1条2項14号の2。法163条1項。</p>
<p>32頁・24行目</p>	<p>同様の規定ぶりとなっており、</p>	<p>同様であり、</p>

32頁・35行目	[23] 資産運用会社が上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産(投信法2条1項)の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。	削除
32頁・38行目	[24]	[23]
115頁・11行目	取得価額	取得価額 ^[7]
115頁・34行目	—	追加 [7] 売買による取得では売買の代金。売買のための費用は含まない。
121頁・23行目	災害又は業務	災害若しくは業務
135頁・11行目	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」☆	破産手続開始の申立て等」(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て〔施行令14条1項3号ハ〕)
135頁・28行目	取引停止処分	取引停止処分(施行令14条1項3号ニ)
141頁・20行目	該当する」とする。	該当する」とする(取引府令55条の3第1項9号参照)。
142頁・21行目	—	追加 [16] 株式等売渡請求(施行令28条の2第13号) 特別支配株主が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと、または、その決定が公表(法166条4項)された後株式等売渡請求を行わないことを決定したこと、が重要事実となる。 株式等売渡請求は会社法179条1項に規定されたものであり、株式会社の総議決権の90%を自己及び10%子会社その他会社法施行規則33条の4の特別支配株主完全子法人が保有する特別支配株主が、他の株主全員に対しその有する株式会社の株式の全部を特別支配株主に売り渡すことの請求であり、少数株主の排除(スクイーズアウト)の手法として用いられる。特別支配株主が法人であるときは、株式等売渡請求についての「決定」はその業務執行を決定する機関(法166条2項1号と同意義)が行ったものであることを要する。 軽微基準はない。
152頁・16行目	(二) 証券取引法166条2項1号及び2号に掲げる事実にあつては、	(二) 法166条2項1号及び2号に掲げる事実にあつては、
170頁・3行目	有価証券の発行会社	有価証券(投資証券・投資法人債券・新投資口予約権証券・外国投資証券[法2条1項11号]及びそれらに係るものを除く)の発行会社
172頁・24行目	同号トは施行令で定めることになる。また、軽微基準については、取引府令に新設される見込みである。	同号トは施行令29条の2の2で規定された。また、軽微基準については、取引府令55条の2に規定された。
173頁・10行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第1号) 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が1億円(外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合は1億円に相当する額)未満であると見込まれること。

173頁・10行目	—	追加 〔3〕 自己投資口の取得(9号ハ) その資産を主として不動産等資産(投信法施行規則105条1号へ)に対する投資として運用する投資法人は、投資主との合意により自己の投資口を有償で取得できる旨を規約で定めることができる(投信法80条1項1号、同法施行令69条の2、同法施行規則128条の2)。この投資法人では、投信法80条の2第1項の規定により同項各号の事項を役員会の決議で(同条3項)その都度定め、自己の投資口を取得できる。また、取引所金融商品市場における取引又は公開買付け(法27条の2第6項)の方法(市場取引等)により取得する場合は、役員会で1年以内の範囲内の期間を定め自己の投資口を取得できる(投信法80条の5第2項、80条の2第1項)。 株式会社の自己株式の取得と同様に(法166条2項1号二)、決定事実として規定された。 〔4〕 新投資口予約権無償割当て(9号ニ) 投信法88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てである。本書434頁2〔2〕参照。 ・軽微基準(取引府令55条の2第2号) 新投資口予約権無償割当てにより割り当てる新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が1億円(外国通貨をもって表示される新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を割り当てる場合は1億円に相当する額)未満であると見込まれ、かつ、新投資口予約権無償割当てにより一口に対し割り当てる新投資口予約権の目的である投資口の数が0.1未満であること。
173頁・10行目	〔3〕 投資口の分割(9号ハ)	〔5〕 投資口の分割(9号ホ)
173頁・13行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第3号) 投資口の分割により1口に対し増加する投資口の数 の割合が0.1未満であるもの。
173頁・13行目	〔4〕 金銭の分配(9号ニ)	〔6〕 金銭の分配(9号ヘ)
173頁・20行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第4号) 1口当りの金銭の分配の額を、前営業期間に係る1口当りの金銭の分配の額で除して得た数値が、80%超120%未満であること。
173頁・20行目	〔5〕 合併(9号ホ)	〔7〕 合併(9号ト)
173頁・25行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の2第5号) 合併による投資法人の資産の増加額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の30%未満であると見込まれ、かつ、合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間 ^[1] においていずれも合併による投資法人の営業収益[投資法人計算規則48条1項1号]の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[2] の10%未満であると見込まれること。
173頁・25行目	〔6〕 解散(9号ヘ)	〔8〕 解散(9号チ)
173頁・28行目	〔7〕 最低純資産額の減少(9号ト、施行令29条の2の2第1号)	〔9〕 最低純資産額の減少(9号リ、施行令29条の2の2第1号)
173頁・30行目	規定された※。	規定された。
173頁・31行目	規定された★。	規定された。
174頁・3行目	(同法67条1項4号)	(同法67条1項6号)
174頁・5行目	投資口の払戻請求、金銭の分配を制約する	投資口の払戻請求、金銭の分配による投資法人からの財産の流出を制約する
174頁・7行目	〔8〕 金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請(施行令29条の2の2第2号)	〔10〕 金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請(施行令29条の2の2第2号)
174頁・12行目	〔9〕 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請(施行令29条の2の2第3号)	〔11〕 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請(施行令29条の2の2第3号)

174頁・16行目	[10] 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請(施行令29条の2の2第4号)	[12] 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請(施行令29条の2の2第4号)
174頁・21行目	[11] 破産手続開始又は再生手続開始の申立て(施行令29条の2の2第5号)	[13] 破産手続開始又は再生手続開始の申立て(施行令29条の2の2第5号)
174頁・24行目	[12] 防戦買いの要請(施行令29条の2の2第6号)	[14] 防戦買いの要請(施行令29条の2の2第6号)
174頁・26行目	—	追加 [1] 当該投資法人の営業期間が6カ月である場合にあっては、合併の予定日の属する営業期間の開始の日から開始する特定営業期間(連続する2営業期間)及び翌特定営業期間、の各営業期間。 [2] 当該投資法人の営業期間が6カ月である場合にあっては、最近の2営業期間の営業収益の合計額。
174頁・28行目	軽微基準が取引府令に新設される見込みである※。	削除
175頁・3行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項1号) 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満であると見込まれること。
175頁・7行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項2号) 投資法人債券(法2条1項11号)に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実(投資口の上場廃止の原因となる事実を除く)が生じたこと。
175頁・16行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項3号) イ 訴えが提起されたことにあっては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の15%未満であり、かつ、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「判決等」という)にあっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満であると見込まれ、かつ、判決等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
175頁・10行目	規定された※。	規定された。
175頁・11行目	規定された☆。	規定された。
175頁・21行目	その意義は同号に同じである。	その趣旨は同号に同じである。例えば、投資法人を債務者とする建築差止め又は開発差止めの仮処分等がこれにあたる。

175頁・23行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項4号) イ 仮処分申立てがなされたことについては、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、申立ての日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「裁判等」という)については、裁判等の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・2行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項5号) 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・12行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項6号) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満であると見込まれること。
176頁・15行目	営業期間が6カ月以下であるものとして内閣府令で定める上場投資法人等(施行令29条の2の3第4号)にあっては、内閣府令で定める取引先である。	営業期間が6カ月である上場投資法人等にあっては、最近2営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該最近2営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の10%以上である取引先 ^[2] である(取引府令55条の3第2項)。
176頁・18行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項7号) 主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・20行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項8号) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の10%未満であること。
176頁・22行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の3第1項9号) 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から3年以内に開始する各営業期間 ^[1] においていずれも資源による投資法人の営業収益の増加額 ^[3] が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
176頁・25行目	—	追加 [1] 取引府令55条の3第1項3号、4号、5号、7号、9号([3][4][5][9][11])に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の3第3項)。 [2] 投資法人からの不動産の賃借人はこれにあたる。 [3] ここでは資源「による」投資法人の営業収益の増加額であり、取引府令50条9号が資源「を利用する事業による」会社の売上高の増加額であるのと異なる。

177頁・5行目	法166条2項9号ニに規定される	法166条2項9号リに規定される
177頁・7行目	期間をいう。	期間をいう(取引府令25条3項)。
177頁・10行目	11号については、取引府令で重要基準が定められる見込みである※。	<p>〔4〕重要基準(取引府令55条の4)</p> <p>(一) 営業収益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、110%以上又は90%以下であること。</p> <p>(二) 経常利益 ① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であり、かつ、 ② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、5%以上であること。</p> <p>(三) 純利益 ① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であり、かつ、 ② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、2.5%以上であること。</p> <p>(四) 金銭の分配 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値)で除して得た数値が120%以上又は80%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であること。</p>
177頁・12行目	—	追加 [2] 上場会社等の重要基準では、純資産額 ^[2] と資本金の額とのいずれか少なくない金額である(取引府令51条2号、3号)。
177頁・21行目	中止は、資産運用に	中止は、上場投資法人等の資産運用に
177頁・22行目	施行令で定めることになる※。	施行令29条の2の4に規定された。
177頁・22行目	取引府令に新設される見込みである※。	取引府令55条の5に規定された。

178頁・7行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項1号) イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産(投信法2条1項)の取得が行われることとなるもの 特定資産の取得価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。 ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるもの 特定資産の譲渡価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。 ハ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるもの 特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する投資法人の営業期間の開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも貸借が行われることとなる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・12行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項2号) 資産運用会社が株式交換完全親会社となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと ^[2] 。
178頁・14行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項3号) 資産運用会社が吸収合併存続会社(会社法749条1項)となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと ^[2] 。
178頁・19行目	規定された☆。	規定された。
178頁・22行目	会社分割 ^[1]	会社分割 ^[3]
178頁・23行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項4号) ^[4] イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合 投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。 ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合 主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。
178頁・23行目	事業譲渡 ^[2]	事業譲渡 ^[5]
178頁・24行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項5号) ^[4] イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合 投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。 ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。
178頁・24行目	<3号> 上場投資法人等	<3号> 当該上場投資法人等
178頁・25行目	廃止 ^[3]	廃止 ^[6]
178頁・26行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項6号) 資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] において、いずれも当該休止又は廃止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・26行目	資産の運用の	その
178頁・27行目	なるもの ^[3]	なるもの ^[7]

178頁・28行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項7号) 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部の休止又は廃止されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] において、いずれも当該休止又は廃止されることになることによる投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
178頁・28行目	申立て ^[4]	申立て ^[8]
178頁・末行	なるもの ^[5]	なるもの ^[9]
178頁・末行の下へ	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の5第1項8号) 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも資産の運用が新たに開始されることによる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれ、かつ、資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額 ^[10] の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。
179頁・1行目	—	追加 [1] 取引府令55条の5第1項1号、6号、7号、8号(〔1〕及び〔7〕(二)〔3号〕〔4号〕〔6号〕)に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の5第2項)。
179頁・1行目	—	追加 [2] 資産運用会社への資本的影響力の変更が見込まれない場合を軽微基準該当とする。
179頁・1行目	[1] 政令案では、法	[3] 法
179頁・2行目	—	追加 [4] イは資産運用会社の変更が実質的にない場合、ロは資産運用会社への資本的影響力の変更がない場合である。
179頁・2行目	[2] 政令案では、法166条2項5号ホの「事業の全部又は一部の譲渡」と用語が異なっている。	[5] 法166条2項5号ホの「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」と用語が異なっている。
179頁・4行目	[3] 法166条2項12号ロと同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。	[6] 法166条2項12号ロと同様に投資法人の資産の運用の継続を困難にする点で、投資者の投資判断への影響があると考えられる。複数の上場投資法人等からの委託を受けて資産の運用を行う資産運用会社が当該上場投資法人等ではない他の上場投資法人等の資産の運用を休止、廃止することは本号に該当しない。
179頁・5行目	—	追加 [7] 投資法人の資産の運用としての賃貸建物の建替え、そのための賃借人への退去要請は、投資法人の営業収益の減少をもたらすもので、これにあたる。
179頁・5行目	[4]	[8]
179頁・6行目	[5] 法166条2項12号ロと同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。	[9] 法166条2項12号ロと同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。オフィスのみを対象としていた投資法人について、マンションも対象資産として実際に取得することを決定した場合は、投資法人の営業収益の増加をもたらすもので、これにあたる。 [10] 不動産の取得価額のほか、取得のための必要費用、増改築費用を含む。

179頁・10行目	なお、同号ニは政令で定めることになる※。軽微基準については、取引府令で新設される見込みである※。	削除
179頁・24行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項1号) 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・1行目	(13号二)※	(13号二)
180頁・4行目	規定された☆。	規定された。
180頁・11行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項2号) イ 訴えが提起されたことにあつては、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「判決等」という)にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも判決等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・15行目	—	追加 ・軽微基準(取引府令55条の6第1項3号) イ 仮処分の申立てがなされたことにあつては、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。 ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと(以下、「裁判等」という)にあつては、裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間 ^[1] においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益 ^[1] の10%未満であると見込まれること。
180頁・15行目	資産運用会社(投信法2条19項)	資産運用会社(投信法2条21項)
180頁・19行目	申立て等	申立て等 ^[2]

180頁・20行目	—	追加 (6号)特別支配株主(施行令28条の2第13号、会社法179条1項)が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと、または、その決定が公表(施行令28条の2第13号、法166条4項)された後株式等売渡請求を行わないことを決定したことが、重要事実となる。 特別支配株主が法人であるときは、株式等売渡請求についての「決定」は、その業務執行を決定する機関が行ったものであることを要する(施行令28条の2第13号)。 [1] 取引府令55条の6第1項各号([1]及び[4](二)(1号)(2号))に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間(1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する(取引府令55条の6第2項)。 [2] 特定関係法人は、資産運用会社に対し、資本関係、取引関係を通じて影響を有する。
186頁・31行目	同項9号二	同項9号へ
187頁・20行目	ことである※☆。	ことである。
187頁・22行目	上場会社等 ^[1] 若しくは当該上場会社等の子会社若しくは当該上場投資法人等の資産運用会社	上場会社等 ^[1] 、当該上場会社等の子会社若しくは当該上場会社等の資産運用会社
188頁・7行目	各金融商品取引所 ^[5]	各金融商品取引所
188頁・8行目	当該上場投資法人等の	当該上場会社等の
188頁・9行目	当該金融商品取引所 ^[5]	当該金融商品取引所
188頁・16行目	各金融商品取引所	各金融商品取引所 ^[5]
188頁・17行目	当該上場投資法人等の	当該上場会社等の
200頁・24行目	有価証券である※☆。	有価証券である。
200頁・25行目	投資証券又は	投資証券、新投資口予約権証券又は
201頁・7行目	当該有価証券	これらの有価証券
201頁・31行目	掲げるものである※☆。	掲げるものである。
202頁・3行目	外国投資信託(同法2条22項)	外国投資信託(同法2条24項)
202頁・6行目	(同条18項)又は外国投資証券	(同条19項)、新投資口予約権証券(同条17項)又は外国投資証券
210頁・37行目	—	追加 平成20年11月18日金融庁・証券取引等監視委員会「インサイダー取引規制に関するQ&A」問3参照。
219頁・11行目	3 新株予約権の行使(法166条6項2号) 新株予約権を有する者がその新株予約権の行使により株券を取得する場合は、法166条1項、3項は適用されない ^[1] 。	3 新株予約権等の行使(法166条6項2号) 新株予約権等、つまり新株予約権(会社法2条21号)及び新投資口予約権(投信法2条17項)を有する者がその新株予約権等の行使により株券(会社法214条)又は投資証券(投信法2条15号)を取得する場合は、法166条1項、3項は適用されない ^[1] 。本書435頁4[1]参照。
225頁・25行目	株券の発行者	株券 ^[6] 又は投資証券等の発行者
225頁・35行目	(施行令31条)※☆。	(施行令31条)。
226頁・1行目	株券 ^[6] 又は投資証券等の発行者である会社の発行する株券等である。	株券 ^[6] 又は投資証券等の、発行者である会社の発行する「株券等」である。
226頁・2行目	「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券」 ^[6] 及び「投資証券等」(施行令1条の4第1号)	「株券」 ^[7] 、新株予約権証券 ^[8] 、新株予約権付社債券 ^[9] 、「投資証券等」 ^[10] (施行令1条の4第1号)
226頁・5行目	取引府令57条2項	取引府令57条6項
226頁・7行目	又は新株予約権付社債券 ^[7] を	、新株予約権付社債券 ^[11] 、投資証券等 ^[12] 又は新投資口予約権証券等 ^[12-2] を

226頁・10行目	又は新株予約権付社債券 ^[7]	、新株予約権付社債券 ^[11] 、投資証券等 ^[12] 又は新投資口予約権証券等 ^[12-2]
226頁・27行目	議決権の数の合計(投資証券等については投資口に係る議決権の数の合計) ^[8] ÷株券等の発行者の総株主等の議決権 ^[9] 、である。	議決権の数 ^[13] の合計÷株券等の発行者の総株主等の議決権 ^[14] 、である。
227頁・1行目	市場外の相対取引でもよい。	市場外の相対取引でもよい。株式等売渡請求(会社法179条)による買集めは除かれる。
227頁・2行目	含まれない ^[10]	含まれない ^[15]
227頁・3行目	含まれない ^[11]	含まれない ^[16]
227頁・25行目	すぎない ^[12]	すぎない ^[17]
227頁・27行目	[7] 「株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券」は、いずれも外国の者	[7] 外国の者
227頁・28行目	これらの有価証券の性質	株券の性質
227頁・29行目	〈1号〉から〈3号〉に	〈1号〉〈2号〉に
227頁・32行目	〈2号〉新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち〈1号〉に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの	削除
228頁・2行目	〈3号〉	〈2号〉
228頁・4行目	—	追加 [8] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。 また、次の取引府令57条2項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 〈1号〉 新株予約権証券のうち、注[7][1号]に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの [9] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債の性質を有するものを含む。 また、次の取引府令57条3項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 〈1号〉 新株予約権付社債券のうち注[7]〈1号〉に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの 〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの [10] 外国投資証券(取引府令1条2項4号)で投資証券に類する証券のうち投資主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く(取引府令57条4項)。 [10-2] 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち、投資主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない投資口のみを取得する権利を付与されているものを除く(取引府令57条5項、4項)。 [11] 外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を含むものとし、注[7][8][9]の各〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。 [12] 取引府令57条4項(注[10-2])に規定するものを除く。 [12-2] 新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券をいい、取引府令57条4項(注[10])に規定するものを除く。
228頁・4行目	[8]	[13]
228頁・6行目	の数を、その他のものについては取引府令57条3項[1号]から	の数を、投資証券等については投資口に係る議決権(同法228条1項において準用する同法147条1項又は148条1項の規定により発行者に対抗することのできない投資口に係る議決権を含む)の数を、その他のものについては取引府令57条7項[1号]から
228頁・8行目	株式に	株式又は投資口に係る議決権の数に

228頁・17行目	—	追加 [3号の2] 新投資口予約権証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法 [3号の3] 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法
228頁・17行目	[4号] 株券等信託受益証券(取引府令57条2項1号)については、次のイロハニホに	[4号] 株券等信託受益証券(取引府令57条6項1号)については、次のイからリに
228頁・18行目	それぞれイロハニホに	それぞれイからリに
228頁・32行目	—	追加 ヘ 投資証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数 ト 新投資口予約権証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数 チ 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数 リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券……投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数
228頁・32行目	[5号] 株券等預託証券(取引府令57条2項2号)については、次のイロハニホに	[5号] 株券等預託証券(取引府令57条6項2号)については、次のイからリに
228頁・34行目	それぞれイロハニホに	、それぞれイからリに
229頁・3行目	投資証券等でも同様である※☆。	ヘ 投資証券……当該株券等預託証券に表示される権利の内容である投資口に係る議決権の数 ト 新投資口予約権証券……当該株券等預託証券に表示される権利の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数 チ 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等預託証券に表示される権利の内容である投資口に係る議決権の数 リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券……投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数
229頁・4行目	[9]	[14]
229頁・5行目	[10]	[15]
229頁・6行目	[11]	[16]
229頁・7行目	[12]	[17]
229頁・10行目	施行令31条の2☆	施行令31条の2
230頁・17行目	—	追加 金融商品取引法等ガイドライン166-1、166-2及び平成20年11月18日金融庁・証券取引等監視委員会「インサイダー取引規制に関するQ&A」問4参照。

232頁・14行目	—	追加 [4] 上記[1]から[3]は株式会社についての説明であるが、本書435頁4[2]のとおり投資法人の自己投資口の取得も適用除外となる。 法166条2項9号ハにより、①投信法80条の2第1項、3項の役員会による自己の投資口の取得、②投信法80条の5第2項により読み替えて適用される同法80条の2第1項による1年以内の期間を定めた役員会の決議に基づく市場取引等による自己の投資口の取得についての上場投資法人等の業務執行決定機関の決定は重要事実となる。 法166条6項4号の2により、①②の役員会の決議又は③これらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得についての役員会の決議又はこれに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等(株主総会決議等)について、公表がされた後、当該株主総会決議等に基づき自己の投資口に係る i) 投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類似する証券[施行令第1条の4第1号])、ii) 投資証券等に係る権利を表示する法2条1項20号に掲げる有価証券(預託証券)、iii) 投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券(施行令第32条4号から6号)又は i) から iii) の売買に係るオプション ^[6] の買付け等をする場合は、適用が除外される ^[7] 。 当該自己投資口の取得についての重要事実以外に、他の重要事実が存する場合は、その公表がなされるまでの間は、本号の適用除外はない。ただし、その他の重要事実が当該自己の投資口の取得以外の投信法80条の2第1項又は外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合は、本号の適用除外に基づいて、自己の投資口に係る i) から iii) の売買に係るオプションの買付けをする場合は適用除外となる。
234頁・3行目	<1号> 社債券(相互会社の社債券及び投資法人債券(法2条1項11号)を含み、新株予約権付社債券を除く。以下<5号>まで同じ)	<1号> 社債券等 社債券(相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下<4号>まで同じ)又は外国の者の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するもの <1号の2> 投資法人債券等 投資法人債券(法2条1項11号)又は外国投資証券(同号)で投資法人債券に類する証券
234頁・6行目	社債券のみに	社債券等又は投資法人債券等のみに
234頁・9行目	社債券のみに	社債券等又は投資法人債券等のみに
234頁・12行目	<4号> 施行令第27条の4第2号に掲げる有価証券 ^[2] のうち投信法に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券	削除
234頁・14行目	<5号>	<4号>
234頁・15行目	社債券	社債券等又は投資法人債券等
234頁・15行目	受益有価証券	受託有価証券
234頁・29行目	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告	破産手続開始の申立て等
234頁・30行目	同条6号の手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足事由とするものに限る)又は手形交換所による取引停止処分、の	同6号の不渡り等、上場投資法人等における法166条2項9号への解散、施行令第29条の2の2第5号の破産手続開始又は再生手続開始の申立て、施行令第29条の2の3第4号の債権者その他当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て、同条5号の不渡り等、に係る
242頁・1行目	(三) 平成25年改正法の施行に伴い、取引府令第59条1項1号から3号、10号から13号、63条1項1号から3号、10号から13号などのいわゆる「知る前契約」「知る前計画」につき、包括的な適用除外の規定を設ける改正が見込まれる※。	削除
246頁・9行目	株券の買付け	株券又は投資証券の買付け
248頁・12行目	株券に対する投資	株券又は投資証券に対する投資
248頁・14行目	株券の買付け	株券又は投資証券の買付け

248頁・29行目	上場会社等の関係会社	上場会社等(上場投資法人等〔取引府令1条2項14号の2、法163条1項〕を除く)の関係会社
249頁・16行目	上場会社等の関係会社	上場会社等(上場投資法人等を除く)の関係会社
249頁・28行目	上場会社等の取引先関係者	上場会社等(上場投資法人等を除く)の取引先関係者
250頁・6行目	—	追加 〔10〕 上場投資法人等(取引府令1条2項14号の2、法163条1項)の資産運用会社・特定関係法人の役員持投資口会・従業員持投資口会〔証券会社方式〕(取引府令59条1項8号の2) 上場投資法人等の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場投資法人等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限る)
250頁・6行目	〔10〕	〔11〕
250頁・7行目	株券(優先出資証券を含む)の買付け	株券(優先出資証券を含む)又は投資証券の買付け
250頁・18行目	〔11〕	〔12〕
251頁・7行目	〔12〕	〔13〕
251頁・16行目	〔13〕	〔14〕
252頁・9行目	〔14〕 ライツオフアリング	〔15〕 ライツオフアリング(取引府令59条1項13号)
252頁・11行目	新株予約権無償割当て ^[1]	新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て ^[1]
252頁・21行目	未行使分の新株予約権を取得条項により取得し、取得した新株予約権を	未行使分の新株予約権又は新投資口予約権を取得条項により取得し、取得した新株予約権又は新投資口予約権を
252頁・23行目	[1] 新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。	[1] 新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。
252頁・26行目	新株予約権証券の売付け	新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付け

252頁・末行	—	<p>追加 〔16〕知る前契約・知る前計画（取引府令59条1項14号） 次のイ、ロ、ハの要件のすべてに該当する場合、適用除外される。</p> <p>イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による計画の実行として売買等を行うこと</p> <p>ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次の(1)(2)(3)に掲げるいずれかの措置が講じられたこと (1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと (2) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと (3) 当該契約又は計画が、法166条4項に定める公表の措置に準じ公衆縦覧に供されたこと</p> <p>ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う売買等につき、『売買等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における売買等の総額又は数^[1]』が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること</p> <p>本号は、インサイダー取引規制上問題のない取引の円滑を確保する観点から、「知る前契約」「知る前計画」に基づく売買等につき包括的な適用除外を定めたものである^[2]。</p> <p>契約・計画は書面でなければならないが、稟議許可書などの社内書類でもよい。計画を決定する主体が個人のものも含まれる。計画を決定する主体が法人の場合、必ずしもその業務執行を決定する機関（法166条2項1号）の決定までを要しない。</p> <p>ロは、契約・計画が重要事実を知る前のものであることを確保する（事後的なねつ造の防止）趣旨である。 (1)の金融商品取引業者は、有価証券関連業（法28条8項）に該当する第一種金融商品取引業を行う者に限り、第一種少額電子取扱業務のみを行うものは除かれる（(2)でも同じ）。また、ねつ造防止の趣旨から契約を締結した相手方である金融商品取引業者、計画を共同して決定した金融商品取引業者による確認は、(1)にあたらぬ。相手方である又は共同決定した金融商品取引業者以外の金融商品取引業者の確認は(1)にあたる。確認した金融商品取引業者と売買等を受託する金融商品取引業者は同一であることを要しない。契約・計画の提出を受けた金融商品取引業者が、売買等の注文を受ける金融商品取引業者と異なる場合も、(1)の要件を充たす。 (2)の措置の場合は、金融商品取引業者が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限定される。金融商品取引業者が関与した契約・計画に限定することにより、複数の契約・計画をあらかじめ作成して確定日付を取得するなどの脱法的な利用を防止する趣旨である。 (3)の措置は公衆縦覧に供されることを要するので、施行令31条1項1号の2以上の報道機関への公開の措置を含まない。報道機関への公開は必ずしも報道されるとは限らないからである。</p> <p>ハは期日であって、期間や期限ではない。期日は複数であってもよく、数年先でもよい^[3]。</p> <p>[1] デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項。 [2] 平成20年11月18日金融庁・証券取引等監視委員会「インサイダー取引規制に関するQ&A」問5参照。 [3] 船越涼介「取引府令および金商法等ガイドライン一部改正の解説」商事法務2079号31頁。</p>
257頁・24行目	〈3号〉投資証券等	〈3号〉投資証券等及び新投資口予約権証券等（施行令1条の4第2号）
258頁・31行目	「買集め行為」である※☆。	「買集め行為」である。
258頁・34行目	株券の発行者	株券 ^[1] 又は投資証券等の発行者

259頁・6行目	「株券等」である。すなわち、「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券」 ^[1] 及び「投資証券等」(施行令第1条の4第1号) ^[2]	「株券等」である ^[2] 。「株券等」とは、「株券」 ^[3] 、新株予約権証券 ^[4] 、新株予約権付社債券 ^[5] 、「投資証券等」 ^[6] (施行令第1条の4第1号)「新投資口予約権証券等」 ^[6-2]
259頁・8行目	『内閣府令で定める有価証券』は、取引府令第57条2項1号、2号に掲げる有価証券である ^{[3][4]} 。	『内閣府令で定める有価証券』は、取引府令第57条6項で定める次の〈1号〉〈2号〉に掲げる有価証券である。 〈1号〉株券等信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3][4][5]の各[1号][2号]に掲げるものを除く)又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く)を受託有価証券とするもの 〈2号〉株券等預託証券 預託証券(法2条1項20号に掲げる有価証券)で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3][4][5]の各[1号][2号]に掲げるものを除く)又は投資証券等(投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く)に係る権利を表示するもの
259頁・9行目	である ^{[3][4]} 。	である。
259頁・19行目	[5]	[8]
259頁・20行目	[6]	[9]
259頁・23行目	市場外の相対取り引きでもよい。	市場外の相対取り引きでもよい。株式等売渡請求(会社法179条)による買集めは除かれる。
259頁・24行目	[7]	[10]
259頁・25行目	[8]	[11]
260頁・16行目	[2] 取引府令第57条1項〈1号〉から〈3号〉に掲げるものが除かれる(第2編第4章6〔2〕(三)注[7]参照)※。	削除
260頁・18行目	—	追加 [3] 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。次の取引府令第57条1項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券 [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの(第2編第4章6〔2〕(三)注[7]参照)。 [4] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。次の取引府令第57条2項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 新株予約権証券のうち、注[3][1号]に掲げる株券のみを取得する権利を付与されているもの [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの [5] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債の性質を有するものを含む。次の取引府令第57条3項[1号][2号]に掲げるものを除く。 [1号] 新株予約権付社債券のうち注[3][1号]に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの [2号] 外国の者の発行する証券又は証書で[1号]に掲げる有価証券の性質を有するもの [6] 外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く(取引府令第57条4項)。 [6-2] 外国投資証券で新投資口予約権証券に類するものうち[6]の取引府令第57条4項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているもの(同条5項を除く)。
260頁・18行目	[3] 第2編第4章6〔2〕(三)(b)①参照。	削除

260頁・19行目	[4]	[2]
260頁・26行目	[5]	[7]
260頁・31行目	[6]	[8]
260頁・33行目	[7]	[9]
260頁・34行目	[8]	[10]
260頁・35行目	[9]	[11]
261頁・1行目	[10]	[12]
267頁・末行	発行者である会社	発行者
273頁・13行目	ことである※☆。	ことである。
274頁・19行目	発行者である会社の発行する	発行者の発行する
274頁・28行目	上場等株券等	上場等株券等 ^[4]
275頁・11行目	要請し、その要請に基づいて	要請し、当該発行者又は当該親会社が、その要請に基づいて
277頁・19行目	<1号>から<4号>に掲げられたものである※☆。	<1号>から<5号>に掲げられたものである。
277頁・22行目	<2号>投資証券	<2号>投資証券及び新投資口予約権証券
277頁・24行目	外国投資証券のうち投資証券に	外国投資証券(投信法220条)のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に
277頁・27行目	<1号>に掲げる有価証券の性質を有するもの又は外国投資証券のうち投資証券に類する	<1号>に掲げる有価証券の性質を有するもの(<3号>に掲げるものを除く)又は外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する
277頁・29行目	当該有価証券	これらの有価証券
278頁・2行目	<1号>に掲げる有価証券の性質を有するもの又は外国投資証券のうち投資証券に類する	<1号>に掲げる有価証券の性質を有するもの(<3号><4号>に掲げるものを除く)又は外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する
278頁・4行目	これに係る権利	これらに係る権利
278頁・9行目	ものである※。	ものである。
279頁・29行目	[1号] 株券等	[1号] 株券等 ^[1]
279頁・末行	売方関連株券等 ^[1]	売方関連株券等 ^[2]
280頁・2行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
281頁・25行目	株券に係る	株券等に係る
282頁・10行目	株券に係る	株券等に係る
283頁・7行目	株券に係る	株券等に係る
283頁・21行目	—	追加 [1] 法167条1項に規定する株券等
283頁・21行目	[1]「売方関連株券等」	[2]「売方関連株券等」
284頁・24行目	株券に係る	株券等に係る
285頁・29行目	株券に係る	株券等に係る
286頁・16行目	株券に係る	株券等に係る
287頁・1行目	株券に係る	株券等に係る
287頁・29行目	株券に係る	株券等に係る
289頁・23行目	新株予約権を有する者がその新株予約権の行使により株券を取得する場合は、	新株予約権(投信法に規定する新投資口予約権を含む[施行令33条の4の2])を有する者がその新株予約権の行使により株券(投信法に規定する投資証券を含む[施行令33条の4の2])を取得する場合は、
289頁・30行目	施行令33条の4の2☆で	施行令33条の4の3で
290頁・2行目	149条の8第1項(吸収合併に反対の投資主	149条の8第1項(吸収合併に反対の吸収合併存続法人の投資主

293頁・3行目	—	追加 金融商品取引法等ガイドライン167-1参照。
294頁・14行目	内閣府令で定める事項※	次の取引府令62条の2<1号><2号><3号>に掲げる区分に応じ、<1号><2号><3号>に掲げる事項 <1号> 上場等株券等(167条1項)の法27条の2第1項に規定する公開買付け ^[4] の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者 ^[5] から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの イ 当該公開買付けに係る公開買付者等 ^[6] の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ 当該公開買付けに係る買付け等 ^[7] の対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類 ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格 ^[8] 、買付予定株券等の数 ^[9] 及び法27条の13第4項各号に掲げる条件の内容 <2号> 施行令31条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地 ロ 当該買集め行為の対象となる株券等 ^[10] の発行者の名称及び当該株券等の種類 ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付け予定の株券等の数 <3号> 上場株券等の法27条の22の2第1項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに係るもの イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地 ロ 当該公開買付けに係る買付け等 ^[11] の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類 ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格 ^[12] 、買付け予定の上場株券等の数 ^[13] 及び法27条の22の2第2項において準用する法27条の13第4項2号に掲げる条件の内容
294頁・15行目	公開買付者等関係者 ^[4]	公開買付者等関係者 ^[14]
294頁・27行目	ことができる ^[5]	ことができる ^[15]
294頁・30行目	れた ^[6]	れた ^[16]
295頁・2行目	公開買付届出書に記載	公開買付届出書に記載 ^[17]
295頁・7行目	る ^[7]	る ^[18]
295頁・16行目	[3] 伝達者が聞いた事実を正確に記載する。	[3] 伝達者から聞いた内容を正確に記載する。聞いた内容において<1号><2号><3号>に掲げる事項の一部が未定であったり、伝達されなかったりした場合は、可能な限り記載すれば、本号により適用除外とされる。
295頁・17行目	—	追加 [4] 法27条の2第1項本文の適用を受ける場合に限る。 [5] 法167条5項8号。 [6] 法167条1項。 [7] 法27条の2第1項。 [8] 法27条の2第3項。 [9] 法27条の3第1項。 [10] 施行令31条。 [11] 法27条の22の2第1項。 [12] 法27条の22の2第2項において準用する法27条の2第3項。 [13] 法27条の22の2第2項において読み替えて準用する法27条の3第1項。
295頁・17行目	[4]	[14]
295頁・18行目	[5]	[15]
295頁・25行目	[6]	[16]

295頁・27行目	—	追加 [17] 公開買付届出書の記載については、公開買付府令「第二号様式」第5. 5及び記載上の注意(34)、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令「第二号様式」第5. 5及び記載上の注意(18)参照。
295頁・27行目	[7]	[18]
298頁・8行目	る※。	る。
298頁・10行目	発行者である会社との間で当該会社の	発行者との間で当該発行者の
298頁・26行目	発行者である会社の役員又は従業員 ^[8] が当該会社の他の	発行者の役員又は従業員 ^[8] が当該発行者の他の
298頁・28行目	当該会社の株券の買付け	当該発行者の株券又は投資証券の買付け
299頁・1行目	発行者である会社の役員又は従業員 ^[8] が	発行者の役員又は従業員 ^[8] が
299頁・2行目	当該会社の株券に対する投資として	当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として
299頁・4行目	当該会社の株券の買付け	当該発行者の株券又は投資証券の買付け
299頁・7行目	当該会社の	当該発行者の
300頁・1行目	—	追加 〈8号の2〉公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限る)
300頁・2行目	株券 ^[12] の買付け	株券 ^[12] 又は投資証券の買付け
300頁・14行目	発行者である会社の同意	発行者の同意
300頁・22行目	新株予約権無償割当て ^[13]	新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て ^[13]
300頁・末行	—	〈14号〉次のイ、ロ、ハの要件のすべてに該当する場合 イ 公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による契約の履行又は公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による計画の実行として買付け等若しくは売付け等を行うこと ロ 公開買付け等事実を知る前に、次の(1)(2)(3)に掲げるいずれかの措置が講じられたこと (1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと(当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く) (2) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと(金融商品取引業者が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限る) (3) 当該契約又は計画が法167条4項に定める公表の措置に準じ公衆縦覧に供されたこと ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う買付け等又は売付け等につき、『買付け等又は売付け等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における買付け等又は売付け等の総額又は数(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)』が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること
301頁・10行目	[8] 当該会社が	[8] 当該発行者が
301頁・12行目	当該会社等が他の	当該発行者が他の
301頁・15行目	発行者である会社が他の	発行者が他の
301頁・29行目	[9] 当該会社が	[9] 当該発行者が

302頁・4行目	[13] 新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。	[13] 新株予約権又は新投資口予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。
302頁・7行目	新株予約権証券の売付け	新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付け
313頁・10行目	法198条の2第13号	法197条の2第14号
329頁・22行目	—	追加 [3] 法198条の2第1項による没収の対象は「財産」である。従って、電子化された株券や社債券も没収の対象となる。しかし、電子化された株券などは、有体物ではなく、没収についての手続規定を欠くため没収ができず、同条第2項により必要的追徴となる(東京地判平成25年11月22日判例集未掲載)。しかし、追徴の価額は財産取得時を基準とするため、取得後値上がり続けると被告人に多額の利益が残ってしまう。平成26年改正法は、209条の2から7の規定を新設し、電子化された株券等の没収手続を規定した(古角壽雄ほか「市場の信頼性確保に関する見直し」商事法務2042号32頁以下)。
331頁・17行目	施行令45条2号※☆により	施行令45条2号により

<p>347頁・17行目</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として売買等を行った者^[6] 売買等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち内閣府令※で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額^[8]</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 売買等の手数料、報酬その他対価の額として内閣府令※で定める額</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として売買等を行った者 ① 売買等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち売買等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令1条の21第1項[1号]から[4号]に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令1条の21第2項】に定める額に、③3を乗じて得た額^[10] [1号] 法28条4項1号に掲げる行為(法2条8項12号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る)……当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等[算定対象取引]に係る利益又は損失が帰属するもの [2号] 法28条4項1号に掲げる行為([1号]に掲げるものを除く)……投資一任契約(法2条1項12号ロ)の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの [3号] 法28条4項2号に掲げる行為(投資信託・外国投資信託の受益証券[法2条1項10号]に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用行為[法2条8項14号])……違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの [4号] 法28条4項3号に掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券[法2条1項14号、17号]、ロ 信託の受益権[同条2項1号、2号]、ハ 集団投資スキーム持分[同項5号、6号]の権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用行為[法2条8項15号])……イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの 【課徴金府令1条の21第2項】 算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記[1号]から[4号]に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11][運用報酬]の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を10で除して得た額とする^[13]。</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額(課徴金府令1条の21第3項)</p>
<p>347頁・25行目</p>	<p>である^{[9][10]}。</p>	<p>である^{[15][16]}。</p>
<p>347頁・27行目</p>	<p>違反して^[11]、</p>	<p>違反して^[17]、</p>

<p>348頁・15行目</p>	<p>イ 運用対象財産の運用として買付け等又は売付け等を行った者 買付け等又は売付け等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち内閣府令※で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額^[12]</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額※</p>	<p>イ 運用対象財産^[6]の運用として買付け等又は売付け等を行った者 ①買付け等又は売付け等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令1条の21第4項〔1号〕から〔4号〕に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令1条の21第5項】に定める額に、③3を乗じて得た額^[18]</p> <p>〔1号〕 法28条4項1号に掲げる行為(法2条8項12号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る)……当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等〔算定対象取引〕に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔2号〕 法28条4項1号に掲げる行為(〔1号〕に掲げるものを除く)……投資一任契約(法2条1項12号ロ)の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔3号〕 法28条4項2号に掲げる行為(投資信託・外国投資信託の受益証券〔法2条1項10号〕に表示される権利を有する者から抛出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項14号〕)……違反者が抛出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>〔4号〕 法28条4項3号に掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券〔法2条1項14号、17号〕、ロ 信託の受益権〔同条2項1号、2号〕、ハ 集団投資スキーム持分〔同項5号、6号〕の権利を有する者から出資又は抛出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項15号〕)……イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が抛出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの</p> <p>【課徴金府令1条の21第5項】 算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記〔1号〕から〔4号〕に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11]〔運用報酬〕の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を10で除して得た額とする^[13]。</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額(課徴金府令1条の21第6項)</p>
<p>349頁・11行目</p>	<p>[6] 例えば、投資一任契約に基づく運用、投資信託の運用、ファンドの自己運用など。金融商品取引業の登録(法29条)の有無を問わない。</p>	<p>[6] 法28条4項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法42条1項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう(法173条1項4号イ)。</p>
<p>349頁・15行目</p>	<p>—</p>	<p>追加 [8] 金融商品取引業の登録(法29条)の有無を問わない。 [9] 不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。たとえば、課徴金の額を不当に引き下げるため、一体のファンドを形式上分割して運用報酬を少額にする場合である。</p>
<p>349頁・15行目</p>	<p>[8]</p>	<p>[10]</p>

349頁・32行目	—	追加 [11] 当該運用が投資信託の受益証券(法2条1項10号)に表示される権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、その受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として金融商品取引業者等に対して支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。 [12] 運用報酬算定期間(運用の算定の基礎となる期間)が1カ月を超える場合にあっては、その運用報酬を運用報酬算定期間の月数で除する方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定される際にはその算定取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他合理的方法により算出した額。 [13] その根拠については、「ファンドのサンプル調査から得られた資産運用業者が受領する手数料の平均値等のデータに照らし、当該金額が、資産運用業者が受領する運用報酬の価額の近似値であると考えられる」と説明されている。 [14] 価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額とする(課徴金府令1条の21第3項、6項)。
349頁・32行目	[9]	[15]
349頁・35行目	[10]	[16]
349頁・39行目	[11]	[17]
349頁・42行目	[12]	[18]
350頁・3行目	(法175条3項)☆。	(法175条3項)。
350頁・20行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
351頁・7行目	(175条4項)☆。	(175条4項)。
351頁・24行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
359頁・21行目	198条の2第13号	197条の2第13号
368頁・18行目	課徴金の額は、次の同項<1号>から<3号>である。	課徴金の額は、次の法175条の2第1項<1号>から<3号>である。
368頁・21行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第1項)に3を乗じて得た額
368頁・26行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第1項)に3を乗じて得た額
368頁・29行目	内閣府令※で定める額に2分の1を乗じて得た額	次の課徴金府令1条の25第2項[1号]に掲げる額から[2号]に掲げる額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 [1号] 特定有価証券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法2条8項6号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額 [2号] 違反者がある募集等業務に関して他の者に法2条8項6号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額
369頁・4行目	政令※で定める行為	政令で定める ^[5] 行為
369頁・5行目	内閣府令※で定めるものを含む)	課徴金府令1条の24で定める法35条1項8号に掲げる「有価証券に関する情報の提供又は助言(法2条8項11号に掲げる行為に該当するものを除く。)」を行う行為を含む)
370頁・19行目	考えられる。」とする ^[4] 。	考えられる。」とする ^[6] 。
371頁・13行目	(五) 法175条の2第3項<1号>の	(五)(a) (四)<1号>の、つまり法175条の2第3項<1号>の

371頁・14行目	<11号>※☆で定める	<11号>で定める
372頁・1行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
372頁・17行目	法175条の2第3項<1号>の	(b) 四<1号>の、つまり法175条の2第3項<1号>の
372頁・20行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最低の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第1項<1号><2号>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p><1号>「特定有価証券の売付け等」(法175条の2第5項)が上場有価証券等(課徴金府令1条の6第1号)の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格</p> <p><2号>「特定有価証券の売付け等」が非上場有価証券(課徴金府令1条の6第2号)の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最低の価格」は当該重要事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第2項本文)。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
372頁・23行目	(六) 法175条の2第3項<2号>の	(六)(a) 四<2号>の、つまり法175条の2第3項<2号>の
372頁・24行目	<11号>※☆で定める	<11号>で定める
373頁・11行目	<2号>から<6号>	<3号>から<6号>
373頁・28行目	法175条の2第3項<2号>の	(b) 四<2号>の、つまり法175条の2第3項<2号>の
373頁・末行	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあつては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最高の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第3項<1号><2号>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p><1号>「特定有価証券の買付け等」(法175条の2第7項)が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p><2号>「特定有価証券の買付け等」が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最高の価格」は当該重要事実の公表がされた日にあつては、公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第4項本文)。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
374頁・18行目	違反者 ^[5] は、	違反者 ^[7] は、
374頁・21行目	売付け等をした場合 ^[6] 、	売付け等をした場合 ^[8] 、
374頁・26行目	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第3項)に3を乗じて得た額

374頁・末行	対価の額に相当する額として内閣府令※で定める額に3を乗じて得た額	対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額 ^[4] の総額(課徴金府令1条の25第3項)に3を乗じて得た額
375頁・3行目	内閣府令※で定める額に2分の1を乗じて得た額	次の課徴金府令1条の25第4項〔1号〕に掲げる額から〔2号〕に掲げる額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 〔1号〕 株券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法2条8項6号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額 〔2号〕 違反者がその募集等業務に関して他の者に法2条8項6号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額
375頁・20行目	(四) 法175条の2第4項(1号)の	(四)(a) (三)(1号)の、つまり法175条の2第4項(1号)の
375頁・21行目	〈11号〉※☆で定める	〈11号〉で定める
376頁・7行目	〈2号〉から〈6号〉	〈3号〉から〈6号〉
376頁・23行目	法175条の2第4項(1号)の	(b) (三)(1号)の、つまり法175条の2第4項(1号)の
376頁・26行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあっては、内閣府令※で定める額とする。	法67条の19又は130条に規定する最低の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第1項(3号)〈4号〉に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。 〈3号〉「株券等の売付け等」(法175条の2第9項)が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格 〈4号〉「株券等の売付け等」が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……株券等であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格 なお、「最低の価格」は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日にあっては、公表がされた日における最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第2項本文)。ただし、当該最低の価格がない場合は、株券等であって上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。
376頁・29行目	(五) 法175条の2第4項(2号)の	(五)(a) (三)(2号)の、つまり法175条の2第4項(2号)の
376頁・30行目	〈11号〉※☆で定める	〈11号〉で定める
377頁・17行目	〈2号〉から〈6号〉	〈3号〉から〈6号〉
378頁・3行目	法175条の2第4項(2号)の	(b) (三)(2号)の、つまり法175条の2第4項(2号)の

378頁・7行目	その価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令※で定めるものをいい、公表がされた日にあっては、内閣府令※で定める額とする。	<p>法67条の19又は130条に規定する最高の価格がない場合は、次の課徴金府令1条の26第3項(3号)(4号)に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。</p> <p>(3号)「株券等の買付け等」(法175条の2第11項)が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合……金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格</p> <p>(4号)「株券等の買付け等」が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合……株券等であって上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格</p> <p>なお、「最高の価格」は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日において、公表がされた日における最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)とされる(課徴金府令1条の26第4項本文)。ただし、当該最高の価格がない場合は、株券等であって上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格(当該公表がされた後のものに限る)に基づき合理的な方法により算出した価格とする(同項但書)。</p>
380頁・7行目	最後の月。	最後の月。月数は暦に従って計算し、1カ月に満たない端数を生じたときは、これを1カ月とする(課徴金府令1条の25第5項)。
380頁・8行目	—	<p>追加</p> <p>[4] 仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間(算定期間)が1カ月を超える場合にあっては、その仲介関連業務報酬を算定期間の月数で除する方法その他の合理的な方法により算出した額。</p> <p>[5] 政令の定めは、平成26年5月末日現在ない。</p>
380頁・8行目	[4]	[6]
380頁・12行目	[5]	[7]
380頁・15行目	[6]	[8]
381頁・20行目	(一)(1号)	(一)(1号)(法177条1項1号)
382頁・4行目	(1条の24から62条)	(1条の27から63条)
382頁・5行目	課徴金府令1条の24)。	課徴金府令1条の27)。
409頁・30行目	金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令	金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令
413頁・15行目	(課徴金府令61条1項※)。	(課徴金府令61条1項)。
415頁・25行目	自己株式の取得である場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合 ^[2]	自己株式の取得である場合、投信法80条の2第1項(同法80条の5第2項により読み替えて適用する場合を含む)又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合 ^[2]
415頁・28行目	金融庁長官 ^[1]	証券取引等監視委員会
417頁・8行目	[2] 平成25年8月末日現在、この内閣府令の定めはない。	[2] 課徴金府令61条の6の2。
426頁・3行目	内閣府令で定める※ところにより ^[1]	氏名公表府令1条で定めるインターネットの利用その他適切な方法により
426頁・6行目	(法192条の2) ^[2] 。	(法192条の2) ^[1] 。

426頁・7行目	—	追加 金融庁長官(施行令38条の2第3項)は、法178条1項16号に掲げる法175条1項(同条9項において準用する場合を含む)又は2項、175条の2第1項(同条13項において準用する場合を含む)又は2項(同条14項において準用する場合を含む)に該当する事実があると認める場合において、法192条の2の規定に基づき当該事実に係る法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表するときは、あらかじめその違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない(氏名公表府令2条)。
426頁・15行目	[1] 違反者の弁明の機会を保障するため、聴聞手続が規定される見込みである。	削除
426頁・16行目	[2]	[1]
434頁・3行目	施行される。なお	施行される。平成26年政令第15号により、平成26年4月1日が施行期日とされた。なお

1 役員等

法 166 条 1 項 1 号は、当該上場会社等の「役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下、この条及び次条において「役員等」という）その者の職務に関し知ったとき。」と規定する。

〔1〕 上場会社等

(一) 法 166 条 1 項で、上場会社等とは、法「第 2 条第 1 項第 5 号、第 7 号、第 9 号又は第 11 号に掲げる有価証券（施行令 27 条各号^[1]で定めるものを除く）で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者」をいう（法 163 条 1 項）。

すなわち、次の施行令 27 条の 2 〈1 号〉から〈5 号〉に掲げる有価証券、の発行者^[2]である。

〈1 号〉 社債券（法 2 条 1 項 5 号）^[3]、優先出資証券（法 2 条 1 項 7 号）^[4]、株券^[5]又は新株予約権証券（法 2 条 1 項 9 号）^[6]、投資証券若しくは投資法人債券（法 2 条 1 項 11 号）（施行令 27 条各号に掲げるものを除く）で、金融商品取引所^[7]に上場^[8]されており又は店頭売買有価証券^[9]若しくは取扱有価証券^[10]に該当するもの

〈2 号〉 社債券、優先出資証券、株券又は新株予約権証券、投資証券若しくは投資法人債券（施行令 27 条各号に掲げるものを除く）（〈1 号〉に掲げるものを除く）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券^[11]で、金融商品取引所に上場されており又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

〈3 号〉 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券又は新株予約権証券（施行令 27 条 1 号に掲げるものを除く）の性質を有するもの又は外国投資証券（法 2 条 1 項 11 号）（施行令 27 条 2 号に掲げるものを除く）で、金融商品取引所に上場されており又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

〈4 号〉 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証券若しくは株券又は新株予約権証券（施行令 27 条 1 号に掲げるものを除く）の性質を有するもの（〈3 号〉に掲げるものを除く）又は外国投資証券（施行令 27 条 2 号に掲げるものを除く）（〈3 号〉に掲げるものを除く）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

〈5 号〉 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち社債券、優先出資証

券若しくは株券又は新株予約権証券（施行令 27 条 1 号に掲げるものを除く）の性質を有するもの（〈3号〉に掲げるもの及び〈4号〉に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く）又は外国投資証券（施行令 27 条 2 号並びに〈3号〉に掲げるもの及び〈4号〉に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く）の預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は外国投資証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券若しくは証書又は外国投資証券に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所に上場されており又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

平成 25 年の改正により、投信法に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（法 2 条 1 項 1 1 号）の発行者も上場会社等となった。これは、J-REIT などの上場投資法人の投資口をインサイダー取引規制の対象に加える趣旨である^[12]。投資法人とは、投信法 2 条 1 2 項の、資産を主として特定資産（同条 1 項）に対する投資として運用することを目的として、投信法に基づき設立された社団である。

上場会社等は、会社法上の株式会社、優先出資法の協同組織金融機関（実例；信金中央金庫）、投資法人、外国法人などがある。

[1] 次の施行令 27 条〈1号〉〈2号〉で定めるものを除く。

〈1号〉 社債券（法 2 条 1 項 5 号）のうち、当該社債券の発行により得られる金銭をもって特定資産（資産流動化法 2 条 1 項）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもって当該社債券の債務が履行されることとなる有価証券（資産流動化法に規定する特定社債券〔施行令 1 条の 4 第 2 号ニ〕を除く）で、社債券（法 2 条 1 項 5 号）又はコマーシャルペーパー（同項 1 5 号＝法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、定義府令 2 条で定めるもの）（資産流動化法 2 条 1 0 項に規定する特定約束手形を除く）の性質を有するもののうち、次の〔1号〕〔2号〕に掲げる要件をいずれも満たすもの（取引府令 25 条）

〔1号〕 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（特別目的法人）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む）される金銭債権その他の資産（譲渡資産）が存在すること

〔2号〕 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換えのために発行されるものを含む）上の

債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行う
ことにより得られる金銭を当てること

〈2号〉 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券（法2条1項
11号）のうち、発行者が次のイからハに掲げる者でないもの
イ その資産の総額の50%を超える額を取引府令25条2項で
定める不動産等資産（投信法施行規則105条1号へ）に対す
る投資として運用することを規約に定めた投資法人（投信法2
条12項）

ロ その資産の総額のうち占めるイに規定する不動産等資産の
価額の合計額の割合が50%を超える投資法人として取引府令
25条3項で定めるもの（最近営業期間〔投信法129条2項〕
の決算〔当該決算が公表されたものでない場合は最近営業年度
の前の営業期間の決算〕又は公表がされた情報〔最近営業期間
がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場
合であって最近営業期間の前営業期間のない場合に限る〕にお
いて投資法人〔投信法2条12項〕の資産の総額のうち占め
るイに規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が50%を
超える投資法人）

ハ イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

[2] 法2条5項。定義府令14条。なお、特定取引所金融商品市場（法2条3
2項、117条の2第1項）のみに上場されている有価証券（特定上場有価
証券。法2条33項）の発行者を含む。

[3] 会社法696条以下又は担保付社債信託法26条以下。なお、相互会社（保
険業法2条5項）の社債券（同法61条の5、会社法696条以下）を含む。

[4] 優先出資法29条以下。

[5] 会社法214条以下。いわゆる株券の電子化により平成21年1月5日か
ら上場会社は株券不発行会社に一斉移行した（株式等の取引に係る決済の合
理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成
16年法律第88号）附則6条）。同日以降は上場株券は法2条1項9号の有
価証券ではなく、同条2項前段に定める有価証券とみなされるものに該当す
る。

[6] 会社法288条。

[7] 法2条16項。

[8] 金融商品取引所の開設する市場で取引可能になることをいう（法121条
以下）。

[9] 法2条8項10号ハ。平成25年8月末現在、店頭売買有価証券は存在し

ない。

- [10] 認可協会〔法 6 7 条 1 項〕がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券、新株予約権証券、出資証券〔法 2 条 1 項 6 号〕、資産流動化法に規定する優先出資証券、投資証券〔投信法 2 条 1 5 項、8 5 条以下〕(法 6 7 条の 1 8 第 4 号、協会府令 1 1 条)。実例として日本証券業協会の店頭取扱有価証券。
- [11] 信託法(1 8 5 条 1 項)に規定する受益証券発行信託の受益証券(法 2 条 1 項 1 4 号)のうち、法 2 条 1 項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであって、当該信託財産である有価証券(受託有価証券)に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他開示府令 1 条の 2 で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているもの(施行令 2 条の 3 第 3 号)。
- [12] 有賀他・金融法務事情 1 9 8 0 号 8 5 頁は、改正の趣旨につき「実際には、いわゆるスポンサー企業の変更、公募増資、大口テナントの退去等に際して、投資法人によるこれらの情報の公表を受けて投資証券の価格や売買高が変動した事例も見られる。そのため、こうした情報を知り得る立場にある者が、当該情報を知ってその公表前に投資証券等の取引を行うことは、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を害するおそれがある。」とする。

- (c) 法 166 条において「上場投資法人等」とは投信法 2 条 12 項に規定する投資法人である上場会社等をいう(法 163 条 1 項)。法 166 条において「資産運用会社」とは、投信法 2 条 19 項に規定する資産運用会社をいう(法 163 条 1 項)。

法 166 条 1 項、2 項で「特定関係法人」とは、次の同条 5 項〈1 号〉〈2 号〉のいずれかに該当する者をいう。

- 〈1 号〉 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの

すなわち、施行令 29 条の 3 第 2 項で定める、上場投資法人等(法 163 条 1 項)の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう)を支配している会社として取引府令 55 条の 7 第 1 項で定めるものである。取引府令 55 条の 7 第 1 項は、『上場投資法人等^[19]が提出した』法 27 条において準用する法 5 条 5 項において読み替えて準用する「法 5 条 1 項の規定による有価証券届出書」、法 27 条において準用する法 24 条 5 項において読み替えて準用する「法 24 条 1 項の規定による有価証券報告書」若しくは法 27 条において準用する法 24 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する「法 24 条の 5 第 1 項の規定による半期報告書」で法 27 条において準用する「法 25 条 1 項の規定により公衆の縦覧に供されたもの」、「法 27 条の 3 1 第 2 項の規定により公表した同条 1 項に規定する特定証券情報又は法 27 条の 3 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により公表した同条第 1 項に規定する発行者情報のうち」、直近のものにおいて『上場投資法人等の資産運用会社の親会社』として記載・記録された会社である^[20]。

- 〈2 号〉 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等〔投信法 201 条 1 項〕のうち、当該資産運用会社が上場投資法人等の委任を受けて行う運用の対象となる特定資産^[21]の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い又は行った法人として政令で定めるもの^[22]

すなわち、施行令 29 条の 3 第 3 項で定める、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等(投信法 201 条 1 項)のうち、次の同項〔1 号〕から〔4 号〕のいずれかに掲げる取引を行い、又は行った法人』として取引府令 55 条の 7 第 2 項で定めるものである。

- 〔1 号〕 当該上場投資法人等との間で、不動産等(不動産、不動産の賃借権又は地上権)の取得又は譲渡の取引

- 〔2 号〕 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引

- 〔3号〕 当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引
〔4号〕 当該上場投資法人等の特定資産である〔2号〕に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引

ここで利害関係人等とは、資産運用会社の親法人等・子法人等・特定個人株主・主要株主をいう（投資信託・投資法人施行令123条、17条、投信法施行規則244条の3）。

取引府令55条の7第3項は、『上場投資法人等が提出した』法27条において準用する法5条5項において読み替えて準用する「法5条1項の規定による有価証券届出書」、法27条において準用する法24条5項において読み替えて準用する「法24条1項の規定による有価証券報告書」若しくは法27条において準用する法24条の5第3項において読み替えて準用する「法24条の5第1項の規定による半期報告書」で法27条において準用する「法25条1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの」、「法27条の31第2項の規定により公表した同条1項に規定する特定証券情報又は法27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した同条第1項に規定する発行者情報のうち」、直近のものにおいて上場投資法人等の『資産運用会社の利害関係人等（投信法201条1項）のうち、上記施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕のいずれかに掲げる取引（取引府令55条の8で定める基準に該当するものに限る）を行い、又は行った法人』として記載・記録された法人と定める^[23]。

なお、施行令29条の3第3項〔1号〕から〔4号〕の取引は、資産運用会社が上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投信法2条1項）の価値に及ぼす影響が重大なものとして取引府令55条の8に定める基準に該当するものに限られる。

施行令29条の3第3項〔1号〕〔2号〕の取引に係る基準を取引府令55条の8第1項が定め、次の同項《1号》の金額に対する《2号》の金額の割合が20%以上である。

- 《1号》 前営業期間の末日から過去3年間において上場投資法人等が〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額
《2号》 前営業期間の末日から過去3年間において上場投資法人等がその利害関係人等との間で〔1号〕及び〔2号〕に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額
施行令29条の3第3項〔3号〕〔4号〕の取引に係る基準を取引

府令 55 条の 8 第 2 項が定め、次の同項《1 号》の金額に
対する《2 号》の金額の割合が 20%以上である。

《1 号》 前営業期間における上場投資法人等の営業収益
の合計額

《2 号》 次のイ、ロのいずれか多い金額

イ 前営業期間の末日から過去 3 年間に於いて上場
投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等
から〔3 号〕及び〔4 号〕に掲げる取引の対価と
して受領した金額の合計額の 1 営業年度あたりの
平均額

ロ 現営業期間の開始の日から 3 年間に於いて上場
投資法人等及び信託の受託者がその利害関係人等
から〔3 号〕及び〔4 号〕に掲げる取引の対価と
して受領することが見込まれる金額の合計額の 1
営業期間あたりの平均額

1 上場投資法人等の決定事実 (法 166 条 2 項 9 号)

上場会社等である上場投資法人等の業務執行を決定する機関が、以下の法 166 条 2 項 9 号イからトに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が、公表がされた当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと、が重要事実となる。

同号トは施行令 29 条の 2 の 2 で規定された。また、軽微基準については、取引府令 55 条の 2 に規定された。

[1] 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約 (9 号イ)

資産の運用に係る委託契約は投資法人の根幹となる契約であり (投信法 188 条 1 項 4 号)、資産運用会社や委託契約の内容が投資法人の資産運用に与える影響が大きく、投資者の投資判断に影響を及ぼすからである。従って、委託契約の解約は、投資者の投資判断に影響を及ぼしうるものという観点から、解約の事由を問わない。

[2] 投資口を引き受ける者の募集 (9 号ロ)

投信法 82 条 1 項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集である。

投資口とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位である (同法 2 条 1 4 項)。投資法人の社員を投資主という (同条 1 6 項)。募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない (同法 82 条 6 項) が、募集は上場投資法人の市場価格に影響を及ぼす。会社法 199 条の株式を引き受ける者の募集同様に (法 166 条 2 項 1 号イ)、決定事実として規定された。

・軽微基準 (取引府令 55 条の 2 第 1 号)

投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が 1 億円 (外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合は 1 億円に相当する額) 未満であると見込まれること。

[3] 投資口の分割 (9 号ハ)

投信法 81 条の 3 の投資口の分割であり、株式会社の株式の分割 (会社法 183 条) と同様に (法 166 条 2 項 1 号ヘ)、決定事実として規定された。

・軽微基準 (取引府令 55 条の 2 第 2 号)

投資口の分割により 1 口に対し増加する投資口の数の割合が 0.1 未満であるもの。

[4] 金銭の分配 (9 号ニ)

投信法 137 条の金銭の分配であり、株式会社の剰余金の配当 (会社法 453 条) と同様に (法 166 条 2 項 1 号ト)、決定事実として規定された。

投資法人の金銭の分配は、投資主の有する投資口の口数に応じて行われる

が、利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等〔投信法 88 条 3 項〕の合計額を控除して得た額＝同法 136 条）を超えて金銭の分配をすることができる（同法 137 条 1 項）。

・ 軽微基準（取引府令 55 条の 2 第 3 号）

1 口当りの金銭の分配の額を、前営業期間に係る 1 口当りの金銭の分配の額で除して得た数値が、80%超 120%未満であること。

[5] 合併（9号ホ）

投資法人は他の投資法人と合併することができる（投信法 145 条）。合併は吸収合併（同法 147 条）、新設合併（同法 148 条）がある。

会社の合併（会社法 2 条 27 号、28 号）同様に（法 166 条 2 項 1 号ヌ）、決定事実として規定された。

・ 軽微基準（取引府令 55 条の 2 第 4 号）

合併による投資法人の資産の増加額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 30%未満であると見込まれ、かつ、合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間^[1]においていずれも合併による投資法人の営業収益〔投資法人計算規則 48 条 1 項 1 号〕の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[2]の 10%未満であると見込まれること。

[6] 解散（9号ヘ）

投信法 143 条の解散であり、合併による解散を除く。株式会社の解散（会社法 471 条）と同様に（法 166 条 2 項 1 号ワ）、決定事実として規定された。

[7] 最低純資産額の減少（9号ト、施行令 29 条の 2 の 2 第 1 号）

(一) 法 166 条 2 項 9 号イからへまでに準ずる事項として政令で定める事項が、法 166 条 2 項 1 号ヨと同様に規定された。

これに基づいて施行令 29 条の 2 の 2 が規定された。

(二) 施行令 29 条の 2 の 2 第 1 号は、投信法 142 条 1 項の規定により行う同法 67 条 4 項に規定する最低純資産額の減少を、決定事実として規定した。

最低純資産額は、投資法人が常時保有する最低限度の純資産額（同法 67 条 1 項 6 号）で、株式会社の資本金同様の債権者保護を主たる目的とするものである。投資口の払戻請求、金銭の分配による投資法人からの財産の流失を制約する機能をはたす（同法 124 条 1 項 3 号、137 条 1 項但書）。

[8] 金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請（施行令 29 条の 2 の 2 第 2 号）

上場投資法人等が金融商品取引所に対して行う投資証券（投信法 2 条 15

項)の上場の廃止に係る申請を、施行令 28 条 5 号同様に決定事実として規定した。

[9] 認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請
(施行令 29 条の 2 の 2 第 3 号)

上場投資法人等が認可金融取引業協会に対して行う投資証券の登録の取消しに係る申請を、施行令 28 条 6 号同様、決定事実として規定した。

[10] 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請 (施行令 29 条の 2 の 2 第 4 号)

取扱有価証券である投資証券の発行会社が認可金融商品取引業協会に対して行う投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請も、施行令 28 条 7 号同様、決定事実として規定された。

[11] 破産手続開始又は再生手続開始の申立て (施行令 29 条の 2 の 2 第 5 号)

施行令 28 条 8 号と同趣旨であるが、投資法人には会社更生手続はないので (会社更生法 2 条 1 項)、その申立ては規定されていない。

[12] 防戦買いの要請 (施行令 29 条の 2 の 2 第 6 号)

その意義は、施行令 28 条 10 号に同じである。

[1] 当該投資法人の営業期間が 6 カ月である場合にあっては、合併の予定日の属する営業期間の開始の日から開始する特定営業期間 (連続する 2 営業期間) 及び翌特定営業期間、の各営業期間。

[2] 当該投資法人の営業期間が 6 カ月である場合にあっては、最近の 2 営業期間の営業収益の合計額。

2 上場投資法人等の発生事実 (法 166 条 2 項 10 号)

上場投資法人等に、以下の法 166 条 2 項 10 号イからハに掲げる事実が発生したことが、重要事実となる。

[1] 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (10 号イ)

その意義は、法 166 条 2 項 2 号イに同じである。

・軽微基準 (取引府令 55 条の 3 第 1 項 1 号)

災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれること。

[2] 上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実 (10 号ロ)

特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実が、法 166 条 2 項 2 号ハと同様に発生事実となる。

- ・軽微基準（取引府令 5 5 条の 3 第 1 項 2 号）

投資法人債券（法 2 条 1 項 1 1 号）に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く）が生じたこと。

- [3] 財産権上の請求に係る訴えの提起、判決、完結（10号ハ、施行令 29 条の 2 の 3 第 1 号）

（一）法 166 条 2 項 10 号イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事項が、法 166 条 2 項 2 号ニと同様に規定された。

これに基づいて施行令 29 条の 2 の 3 が規定された。

（二）「財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと」が上場投資法人等の発生事実となる。

その意義は、施行令 28 条の 2 第 1 号に同じである。

- ・軽微基準（取引府令 5 5 条の 3 第 1 項 3 号）

イ 訴えが提起されたことにはあつては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 15%未満であり、かつ、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下、「判決等」という）にはあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれ、かつ、判決等の日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

- [4] 仮処分の申立て、裁判、完結（施行令 29 条の 2 の 3 第 2 号）

「資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと」が、上場投資法人等の発生事実となる。施行令 28 条の 2 第 2 号の「事業の差止め」と異なり、「資産の運用の差止め」と規定されているが、その趣旨は同号に同

じである。例えば、投資法人を債務者とする建築差止め又は開発差止めの仮処分等がこれにあたる。

・軽微基準（取引府令 5 5 条の 3 第 1 項 4 号）

イ 仮処分の申立てがなされたことによっては、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、申立ての日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下、「裁判等」という）によっては、裁判等の日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

[5] 行政庁の法令に基づく処分（施行令 2 9 条の 2 の 3 第 3 号）

投信法 2 1 6 条 1 項の規定による同法 1 8 7 条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分が、上場投資法人等の発生事実となる。投信法 2 1 6 条 1 項は、内閣総理大臣の登録投資法人（同法 2 条 1 3 項）に対する監督上の処分として同法 1 8 7 条の登録の取消しを規定しており、登録の取消しにより同法 1 9 3 条に規定する資産の運用の取引行為ができなくなる。施行令 2 8 条の 2 第 3 号の「免許の取消し、事業の停止」と異なり「投資信託及び投資法人に関する法律第 2 1 6 条第 1 項の規定による同法 1 8 7 条の登録の取消し」と規定されているが、その趣旨は施行令 2 8 条の 2 第 3 号に同じである。

・軽微基準（取引府令 5 5 条の 3 第 1 項 5 号）

法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

[6] 債権者等による破産手続開始の申立て等（施行令 2 9 条の 2 の 3 第 4 号）

債権者その他の当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立てが上場投資法人等の発生事実とされる。その意義は、施行令 2 8 条の 2 第 5 号に同じである。ただし、ここでも会社更生の申立ては規定されていない。

[7] 不渡り等（施行令 2 9 条の 2 の 3 第 5 号）

その意義は、施行令 28 条の 2 第 6 号に同じである。

- [8] 債務者の不渡り等、保証債務の主たる債務者の不渡り等（施行令 29 条の 2 の 3 第 6 号）

その意義は、施行令 28 条の 2 第 8 号に同じである。

- ・軽微基準（取引府令 55 条の 3 第 1 項 6 号）

売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれること。

- [9] 主要取引先との取引の停止（施行令 29 条の 2 の 3 第 7 号）

本号は上場投資法人等の発生事実であるので、主要取引先は、施行令 28 条の 2 第 9 号と異なり「前営業年度における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の」10%以上である取引先とされ、営業期間が 6 カ月である上場投資法人等にあつては、最近 2 営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該最近 2 営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の 10%以上である取引先^[2]である（取引府令 55 条の 3 第 2 項）。

- ・軽微基準（取引府令 55 条の 3 第 1 項 7 号）

主要取引先との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

- [10] 債務の免除、債務の引受け、第三者弁済（施行令 29 条の 2 の 3 第 8 号）

その意義は、施行令 28 条の 2 第 10 号に同じである。

- ・軽微基準（取引府令 55 条の 3 第 1 項 8 号）

債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の 10%未満であること。

- [11] 資源の発見（施行令 29 条の 2 の 3 第 9 号）

その意義は、施行令 28 条の 2 第 11 号に同じである。

- ・軽微基準（取引府令 55 条の 3 第 1 項 9 号）

発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間^[1]においていずれも資源による投資法人の営業収益の増加額^[3]が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

- [12] 取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実（施行令 29 条の 2 の 3 第 10 号）

その意義は、施行令 28 条の 2 第 1 2 号に同じである。

- [1] 取引府令 55 条の 3 第 1 項 3 号、4 号、5 号、7 号、9 号 ([3] [4] [5] [9] [11]) に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が 6 カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間 (1 の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る)」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近 2 営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する (取引府令 55 条の 3 第 3 項)。
- [2] 投資法人からの不動産の賃借人はこれにあたる。
- [3] ここでは資源「による」投資法人の営業収益の増加額であり、取引府令 50 条 9 号が資源「を利用する事業による」会社の売上高の増加額であるのと異なる。

3 上場投資法人等の決算情報 (法 166 条 2 項 1 1 号)

[1] 上場会社等である上場投資法人等の営業収益等又は金銭の分配について、公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値) に比較して、当該上場会社等が新たに算出した予想値又は営業期間の決算において差異が生じたこと、が法 166 条 2 項 1 1 号に定める重要事実である。

[2] 営業収益等とは、上場投資法人等の営業収益、経常利益若しくは純利益をいう。営業収益は投資法人の損益計算書に表示される (投資法人計算規則 48 条 1 項 1 号)。経常利益は同規則 50 条、純利益は同 53 条のものである。

金銭の分配は法 166 条 2 項 9 号ニに規定される金銭の分配である。

営業期間は、投信法 129 条 2 項に定められた、ある決算期の直前の決算期の翌日^[1]から当該決算期までの期間をいう。

[3] 法 166 条 2 項 1 1 号は、法 166 条 2 項 3 号と同様に、上場投資法人等の決算情報を重要事実として規定した。

[4] 重要基準 (取引府令 55 条の 4)

(一) 営業収益

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値) で除して得た数値が、110%以上又は 90%以下であること。

(二) 経常利益

① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の

実績値) で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であり、かつ、

② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、5%以上であること。

(三) 純利益

① 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)で除して得た数値が、130%以上又は70%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であり、かつ、

② 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値)とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを、前営業期間の末日における純資産額^[2]で除して得た数値が、2.5%以上であること。

(四) 金銭の分配

新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値を、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値)で除して得た数値が120%以上又は80%以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする)であること。

[1] これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日(投信法74条)。

[2] 上場会社等の重要基準では、純資産額「と資本金の額とのいずれか少なくない金額」である(取引府令51条2号、3号)。

4 資産運用会社の決定事実(法166条2項12号)

上場会社等である上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が、当該資産運用会社について、以下の法166条2項12号イからトに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が、公表がされた当該決定に係る事項を行わないことを決定したことが重要事実となる。

登録投資法人(投信法2条13項、187条)は、自ら投資運用行為を行うことはできず、資産運用会社にその資産の運用に係る業務をすべて委託しなけ

ればならない(同法 198 条 1 項)。資産運用会社の業務執行決定機関による法 166 条 2 項 12 号イからトに掲げる事項を行うことについての決定又は公表がされた決定の中止は、上場投資法人等の資産運用に影響を与えるので重要事実とした。

同号トは施行令 29 条の 2 の 4 に規定された。軽微基準については、取引府令 55 条の 5 に規定された。

[1] 特定資産の運用(12号イ)

上場会社等である上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、当該上場会社等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるものである。

特定資産とは、主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして投資信託・投資法人施行令 3 条に定めるものである(投信法 2 条 1 項)。登録投資法人は、規約に定める資産の運用の対象及び方針(投信法 67 条 1 項 7 号)に従い、特定資産について有価証券・不動産の取得若しくは譲渡又は貸借を行うことができる(投信法 193 条)。

資産の運用であって特定資産の取得・譲渡・貸借が行われることとなるものは、投資口の市場価格に影響を及ぼすので、規定された。

・軽微基準(取引府令 55 条の 5 第 1 項 1 号)

イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、投資法人による特定資産(投信法 2 条 1 項)の取得が行われることとなるもの

特定資産の取得価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満であると見込まれること。

ロ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるもの

特定資産の譲渡価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 10%未満であると見込まれること。

ハ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるもの

特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する投資法人の営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも貸借が行われることとなる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

[2] 資産の運用に係る委託契約の解約(12号ロ)

上場会社等である上場投資法人等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約である。

その趣旨は、法 166 条 2 項 9 号イと同じである。

[3] 株式交換 (12号ハ)

- ・ 軽微基準 (取引府令 55 条の 5 第 1 項 2 号)

資産運用会社が株式交換完全親会社となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと^[2]。

[4] 株式移転 (12号ニ)

[5] 合併 (12号ホ)

- ・ 軽微基準 (取引府令 55 条の 5 第 1 項 3 号)

資産運用会社が吸収合併存続会社 (会社法 749 条 1 項) となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと^[2]。

[6] 解散 (12号ヘ)

これらの意義は、法 166 条 2 項 1 号チ、リ、ヌ、ワと同じである。

[7] 政令で定める事項 (12号ト)

(一) 法 166 条 2 項 1 2 号イからへに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項が、法 166 条 2 項 9 号トと同様に規定された。これに基づいて施行令 29 条の 2 の 4 が規定された。

(二) 施行令 29 条の 2 の 4 〈1号〉から〈6号〉で定める事項は、次のとおりである。

〈1号〉 会社分割^[3]

- ・ 軽微基準 (取引府令 55 条の 5 第 1 項 4 号)^[4]

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合

投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合

主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。

〈2号〉 事業譲渡^[5]

- ・ 軽微基準 (取引府令 55 条の 5 第 1 項 5 号)^[4]

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合

投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと。

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

主要株主の異動が見込まれる場合でないこと。

〈3号〉 当該上場投資法人等 (施行令 29 条の 2 の 3 第 4 号) から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止^[6]

- ・ 軽微基準 (取引府令 55 条の 5 第 1 項 6 号)

資産の運用に係る事業の休止又は廃止の予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]に

において、いずれも当該休止又は廃止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。

〈4号〉 上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その運用の全部又は一部が休止又は廃止されることになるもの^[7]

・ 軽微基準（取引府令55条の5第1項7号）

投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部の休止又は廃止されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]において、いずれも当該休止又は廃止されることになることによる投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。

〈5号〉 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て^[8]

〈6号〉 上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな資産の運用が開始されることになるもの^[9]

・ 軽微基準（取引府令55条の5第1項8号）

投資法人から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなる予定日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも資産の運用が新たに開始されることによる投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれ、かつ、資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額^[10]の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満であると見込まれること。

[1] 取引府令55条の5第1項1号、6号、7号、8号（〔1〕及び〔7〕（二）〈3号〉〈4号〉〈6号〉）に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が6カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近2営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する（取引府令55条の5第2項）。

[2] 資産運用会社への資本的影響力の変更が見込まれない場合を軽微基準該当とする。

[3] 法166条2項5号ニの「会社の分割」と用語が異なっている。

[4] イは資産運用会社の変更が実質的にない場合、ロは資産運用会社への資本的影響力の変更がない場合である。

- [5] 法 166 条 2 項 5 号ホの「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」と用語が異なっている。
- [6] 法 166 条 2 項 1 2 号ロと同様に投資法人の資産の運用の継続を困難にする点で、投資者の投資判断への影響があると考えられる。複数の上場投資法人等からの委託を受けて資産の運用を行う資産運用会社が当該上場投資法人等ではない他の上場投資法人等の資産の運用を休止、廃止することは本号に該当しない。
- [7] 投資法人の資産の運用としての賃貸建物の建替え、そのための賃借人への退去要請は、投資法人の営業収益の減少をもたらすもので、これにあたる。
- [8] その意義は施行令 28 条 8 号に同じ。
- [9] 法 166 条 2 項 1 2 号イと同様の投資者の投資判断への影響があると考えられる。オフィスのみを対象としていた投資法人について、マンションも対象資産として実際に取得することを決定した場合は、投資法人の営業収益の増加をもたらすもので、これにあたる。
- [10] 不動産の取得価額のほか、取得のための必要費用、増改築費用を含む。

5 資産運用会社の発生事実 (法 166 条 2 項 1 3 号)

資産運用会社に、以下の法 166 条 2 項 1 3 号イからニに掲げる事実が発生したことが、重要事実となる。

- [1] 金融商品取引業者の登録の取消し、業務停止命令、これらに準ずる行政庁の処分 (1 3 号イ)

法 52 条 1 項の規定による法 29 条の金融商品取引業者の登録の取消し、同項の規定による上場投資法人等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分、その他これらに準ずる行政庁による法令の処分である。

資産運用会社の運用行為は、法 2 条 8 項 1 2 号イの金融商品取引業に該当し、法 28 条 4 項 1 号の投資運用業として法 29 条による登録を要する。法 52 条 1 項により金融商品取引業の登録が取り消された場合、同項の規定により 6 カ月以内の業務の全部又は一部の停止命令がなされた場合、資産運用行為が行えなくなるので重要事実とされた。

これに準ずる行政庁による法令に基づく処分は、資産運用会社の資産運用業務の全部又は一部が行えなくなる内容の処分をいう。

- ・軽微基準 (取引府令 55 条の 6 第 1 項 1 号)

法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10%未満であると見込まれること。

〔2〕 特定関係法人の異動（13号ロ）

資産運用会社を支配する会社、資産運用会社の利害関係人等（投信法201条1項）のうち特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行う法人など、法166条5項1号又は2号に該当する者の異動は、資産運用会社の資産運用に影響を及ぼすので、重要事実とされた。

〔3〕 主要株主の異動（13号ハ）

その意義は法166条2項2号ロと同じである。本号の趣旨は前号と同じである。

〔4〕 政令で定める事項（13号ニ）

(一) 法166条2項13号イからハに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実が、法166条2項10号ハと同様に規定された。これに基づいて施行令29条の2の5が規定された。

(二) 施行令29条の2の5〈1号〉から〈5号〉で定める事項は、次のとおりである。

〈1号〉 当該上場投資法人等（施行令29条の2の3第4号）から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと

・ 軽微基準（取引府令55条の6第1項2号）

イ 訴えが提起されたことにはあつては、請求が訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下、「判決等」という）にはあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から3年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも判決等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の10%未満であると見込まれること。

〈2号〉 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと

又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと

・ 軽微基準（取引府令 55 条の 6 第 1 項 3 号）

イ 仮処分の申立てがなされたことにあるは、仮処分命令が申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10% 未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下、「裁判等」という）にあるは、裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から 3 年以内に開始する投資法人の各営業期間^[1]においていずれも裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益^[1]の 10% 未満であると見込まれること。

〈3号〉 債権者その他の当該上場投資法人等の資産運用会社（投信法 2 条 19 項）以外の者による破産手続開始の申立て等（施行令 28 条の 2 第 5 号）

〈4号〉 不渡り等（施行令 28 条の 2 第 6 号）

〈5号〉 特定関係法人（法 166 条 5 項）に係る破産手続開始の申立て等^[2]

[1] 取引府令 55 条の 6 第 1 項各号（〔1〕及び〔4〕（二）〈1号〉〈2号〉）に定める軽微基準について、投資法人の営業期間が 6 カ月であるときは、「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（1 の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近 2 営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、適用する（取引府令 55 条の 6 第 2 項）。

[2] 特定関係法人は、資産運用会社に対し、資本関係、取引関係を通じて影響を有する。

6 上場投資法人等のバスケット条項（法 166 条 2 項 14 号）

法 166 条 2 項 9 号から 13 号までを除き、上場会社等である上場投資法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。

その意義は、法 166 条 2 項 4 号と同じである。

(三) 公開買付けに準ずる買集め行為

(a) 法27条の2第1項に規定する公開買付けに準ずるものとして政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券^[6]又は投資証券等の発行者である会社の発行する株券等を買集める者（その者と共同して買集める者がいる場合には、当該共同して買集める者を含む）が自己又は他人（仮設人を含む）の名義をもって買集める当該株券等に係る議決権の数の合計が、当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の5%以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下、「買集め行為」という）である。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもって所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の総数で除して得た割合をいう）が5%未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が5%に達した後の当該行為に限られる（施行令31条）。

(b)① 買集めの客体（対象）

買集める行為の客体（対象）は、金融商品取引所に上場されており又は取扱有価証券に該当する株券^[6]又は投資証券等の、発行者である会社の発行する「株券等」である。「株券等」とは、「株券^[7]、新株予約権証券^[8]、新株予約権付社債券^[9]」、「投資証券等^[10]」、「新投資口予約権証券等」^[10-2]（施行令1条の4第1号）と『内閣府令で定める有価証券』である。

『内閣府令で定める有価証券』は、取引府令57条6項で定める、次の〈1号〉〈2号〉に掲げる有価証券である。

〈1号〉 有価証券信託受益証券で株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券^[11]、投資証券等^[12]又は新投資口予約権証券等^[12-2]を受託有価証券とするもの（株券等信託受益証券）

〈2号〉 法2条1項20号に掲げる有価証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券^[11]、投資証券等^[12]又は新投資口予約権証券等^[12-2]に係る権利を表示するもの（株券等預託証券）

② 買集める者（主体）

買集めは、自己名義のほか、他人名義、仮設人名義も含む。買集める者が1人でなく複数の場合、共同して買集めるときはその数名が買集めの主体となる。

「共同して買集める」とは、買集めの対象となる株券等を買付けることについての合意がある場合を意味する。第3編第4章3〔6〕(四)で詳述する。

③ 5%以上の算出

買集め行為は、買い集める当該株券等に係る議決権の数の合計が、当該株券等の発行者である会社の総株主等に係る議決権の数の5%以上の場合である。

5%は、公開買付け手続を要求される取引所金融商品市場外における株券等の5%超の買付けについての法27条の2第1項1号、大量保有報告書の提出を義務づけられる株券等保有割合5%超の保有者についての法27条の23第1項と同じ割合である。

計算式は、買い集める株券等に係る議決権の数^[13]の合計÷株券等の発行者の総株主等の議決権^[14]、である。

④ 買集め行為（取引）

買集め行為は、株券等の優勝の譲受けで、取引所金融商品市場による取引だけでなく市場外の相対取引でもよい。株式等売渡請求（会社法179条）による買集めは除かれる。

新発株券等の原始取得は含まれない^[15]。相続、合併等の包括承継による株券等の取得も含まれない^[16]。

⑤ 施行令31条本文と但書

施行令31条本文により、買集め行為は発行済株式総数の5%以上を買い集める行為である。例えば、総株主等の議決権の8%以上を買集める場合である。買集めを決定した者が対象会社の株主である場合でも、総株主等の議決権のうち5%以上を買い集める場合でなければならない。例えば、総株主等の議決権の4%を保有する株主が、9%未満まで買増しする場合、発行済株式総数の40%を保有する株主が、45%未満まで買増しする場合は、いずれも買集め行為はないので、防戦買いもできない。

同条但書により、総株主等の議決権の5%以上の買集めを決定した者が、対象会社の総株主等の議決権のうち5%未満の株主である場合又は株主でない場合は、買集め行為を開始した後5%を超えて株式を取得したときに買集め行為が成立する。従って、それ以降取締役会の決定による要請に基づく防戦買いができる。これは脱法行為の防止（インサイダー取引規制を免れるための安易な防戦買いの要請がなされる）のためである。例えば、総株主等の議決権の4%を保有する株主が総株主等の議決権の9%以上に買増しする場合、買集め行為開始後総株主等の議決権の5%を超えて取得したときから防戦買いができる。株主でない者が総株主等の議決権の5%以上に買い集める場合も買集め行為開始後総株主等の議決権の5%を超えて取得したときから防戦買いができる。但書は、公開買付けではなく、もっぱら防戦買いの要件を限定する機能を有するにすぎない^[17]。

- [6] 外国の者の発行する証券又は証書で、株券の性質を有するものを含む。
- [7] 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。
また、次の取引府令57条1項〈1号〉〈2号〉に掲げるものが除かれる。
〈1号〉 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券
〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの
- [8] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。
また、次の取引府令57条2項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。
〈1号〉 新株予約権証券のうち、注[7]〔1号〕に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの
〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの
- [9] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債の性質を有するものを含む。
また、次の取引府令57条3項〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。
〈1号〉 新株予約権付社債のうち注[7]〈1号〉に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの
〈2号〉 外国の者の発行する証券又は証書で〈1号〉に掲げる有価証券の性質を有するもの
- [10] 外国投資証券（取引府令1条2項4号）で投資証券に類する証券のうち投資主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く（取引府令57条4項）。
- [10-2] 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券のうち投資主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない投資口のみを取得する権利を付与されているものを除く（取引府令57条5項、4項）。
- [11] 外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を含むものとし、注[7] [8] [9]の各〈1号〉〈2号〉に掲げるものを除く。
- [12] 取引府令57条4項（注[10-2]）に規定するものを除く。
- [12-2] 新投資口予約権証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券をいい、取引府令57条4項（注[10]）に規定するものを除く。
- [13] 株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む）については株式に係る議決権（社債等振替法147条1項又は148条1項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む）の数を、投資証券等については投資口に係る議決権（同法228条1項にお

いて準用する同法147条1項または148条1項の規定により発行者に対抗できない投資口に係る議決権を含む)の数を、その他のものについては取引府令57条7項〔1号〕から〔5号〕に規定された次に掲げる方法により株式又は投資口に係る議決権の数に換算した数とする。

- 〔1号〕 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法
- 〔2号〕 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法
- 〔3号〕 外国の者の発行する証券又は証書で新株の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に係る議決権に換算した数とする方法
- 〔3号の2〕 新投資口予約証券については、新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数とする方法
- 〔3号の3〕 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券については、投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数とする方法
- 〔4号〕 株券等信託受益証券(取引府令57条6項1号)については、次のイからリに掲げる受託有価証券の区分に応じ、それぞれイからリに掲げる数とする方法
 - イ 株券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数
 - ロ 新株予約権証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数
 - ハ 新株予約権付社債券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数
 - ニ 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である株式に係る議決権の数
 - ホ 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの……内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権数

- へ 投資証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
- ト 新投資口予約権証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数
- チ 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
- リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券……投資法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口に係る議決権の数

[5号] 株券等預託証券(取引府令57条6項2号)については、次のイからリに掲げる当該株券等預託証券に表示される権利に係る有価証券の区分に応じそれぞれイからリに掲げる数とする方法

- イ 株券……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である株式に係る議決権の数
- ロ 新株予約権証券……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数
- ハ 新株予約権付社債券……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数
- ニ 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である株式に係る議決権の数
- ホ 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの……内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権数
- へ 投資証券……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数
- ト 新投資口予約権証券……当該株券等預託証券に表示される権利の目的である新投資口予約権証券の新投資口予約権の目的である投資口に係る議決権の数
- チ 外国投資証券で投資証券に類する証券……当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決

権の数

リ 外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券……投資
法人の発行する新投資口予約権証券に準じて換算した投資口
に係る議決権の数

- [14] 施行令2条の12の3第6号ロ、法29条の4第2項(第2章第3節〔2〕
注〔1〕参照)。
[15] 三國谷152頁。
[16] 三浦他・商事法務1720号53頁。
[17] 同旨；堀本・商事法務1178号30頁。

〔2〕 買集め行為

法167条の公開買付け等の第2は、法27条の2第1項に規定する公開買付けに準ずるものとして政令で定めるもので、施行令31条に規定されている「買集め行為」である。

- (一) 公開買付けに準ずるものとして政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券^[1]又は投資証券等の発行者である会社の発行する株券等を買集める者（その者と共同して買集める者がいる場合には、当該共同して買集める者を含む）が自己又は他人（仮設人を含む）の名義をもって買集める当該株券等に係る議決権の数の合計が、当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の5%以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下、「買集め行為」という）である。

(二)① 買集めの客体（対象）

買集める行為の客体（対象）は、金融商品取引所に上場されており又は取扱有価証券に該当する株券^[1]又は投資証券等の、発行会社の発行する「株券等」である^[2]。「株券等」とは、「株券^[3]、新株予約権証券^[4]、新株予約権付社債券^[5]」、「投資証券等」（施行令1条の4第1号）^[6]、「新投資口予約権証券等」^[6-2]と『内閣府令で定める有価証券』である。『内閣府令で定める有価証券』は、次の取引府令57条6項〈1号〉〈2号〉に掲げる有価証券である。

〈1号〉株券等信託受益証券

有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3] [4] [5]の各〔1号〕〔2号〕に掲げるものを除く）又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く）を受託有価証券とするもの

〈2号〉株券等預託証券

預託証券（法2条1項20号に掲げる有価証券）で、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、注[3] [4] [5]の各〔1号〕〔2号〕に掲げるものを除く）又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、注[6]の外国投資証券を除く）に係る権利を表示するもの

② 買集める者（主体）

買集めは、自己名義のほか、他人名義、仮設人名義も含む。買集める

者が1人でなく複数の場合、共同して買い集めるときはその数名が買集めの主体となる。

「共同して買い集める」とは、買集めの対象となる株券等を買付けることについての合意がある場合を意味する。第4章3〔6〕(四)で詳述する。

③ 5%以上の算出

計算式は、買い集める株券等に係る議決権の数^[7]の合計÷株券等の発行者の総株主等^[8]の議決権

④ 買集め行為(取引)

買集め行為は、株券等の有償の譲受で、取引所金融商品市場による取引だけでなく市場外の相対取引でもよい。株式等売渡請求(会社法179条)による買集めは除かれる。

新発株券等の原始取得は含まれない^[9]。相続、合併等の包括承継による株券等の取得も含まれない^[10]。

⑤ 施行令31条本文と但書

施行令31条本文により、買集め行為は総株主等の議決権の5%以上を買い集める行為である。例えば、総株主等の議決権の8%以上を買い集める場合である。買集めを決定した者が対象会社の株主である場合でも、総株主等の議決権の4%を保有する株主が、9%未満まで買増しする場合、発行済株式総数の40%を保有する株主が、45%未満まで買増しする場合は、いずれも買集め行為ではない。

施行令31条但書は、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもって所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の総数で除して得た割合をいう)が5%未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が5%を超える部分に係るものに限る旨規定する。

買い集める者が株券等の発行会社の株券等を保有していない状況で、総株主等の議決権の6%を買い集めることについての決定をした場合は、その決定の時点で公開買付け等の実施に関する事実となる^[11]。買い集めた株券等が総株主等の議決権の5%を超えた時に公開買付け等実施に関する事実となるものではない。但書は、もっぱら防戦買いの要件を限定する機能を有するにすぎない^[12]。

[1] 外国の者の発行する証券又は証書で、株券の性質を有するものを含む。

[2] 金融庁もこの立場をとるようである。第1章注[3]の立場をとる三浦・商事法務1720号52頁は同旨となると思われる。

これに対し、松尾569頁は、法167条1項の「これに準ずる行為とし

て政令で定めるもの」を、上場等株券等の買集め行為とする。この立場では、施行令31条の「株券等」であるが「上場等株券等」に当たらない未上場の種類株式・新株予約権証券・新株予約権付社債券の買集めは、法167条1項の「公開買付け等」に当たらないことになる。

[3] 外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。次の取引府令57条1項〔1号〕〔2号〕に掲げるものを除く。

〔1号〕 株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式に係る株券

〔2号〕 外国の者の発行する証券又は証書で〔1号〕に掲げる有価証券の性質を有するもの（第2編第4章6〔2〕(三)注[7]参照）。

[4] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を含む。次の取引府令57条2項〔1号〕〔2号〕に掲げるものを除く。

〔1号〕 新株予約権証券のうち、注[3]〔1号〕に掲げる株券のみを取得する権利を付与されているもの

〔2号〕 外国の者の発行する証券又は証書で〔1号〕に掲げる有価証券の性質を有するもの

[5] 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。次の取引府令57条3項〔1号〕〔2号〕に掲げるものを除く。

〔1号〕 新株予約権付社債券のうち注[3]〔1号〕に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの

〔2号〕 外国の者の発行する証券又は証書で〔1号〕に掲げる有価証券の性質を有するもの

[6] 外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資株主総会において決議することのできる事項の全部につき議決権を行使できない投資口に係るものを除く（取引府令57条4項）。

[6-2] 外国投資証券で新投資口予約権証券に類するもののうち[6]の取引府令57条4項に規定する投資口のみを取得する権利を付与されているもの（同条5項）を除く。

[7] 第2編第4章6〔2〕(三)注[13]参照。

[8] 施行令2条の12の3第6号ロ、法29条の4第2項（第2編第2章第3節〔2〕注[1]参照）。

[9] 三國谷152頁。

[10] 三浦他・商事法務1720号53頁。

[11] 土持他281頁は、「6パーセントの株券等を買集めるという決定は、その決定の内容として」「5パーセントを超える部分の株券等を買集める行為を含んでいることから、当該決定は、公開買付け等の実施に関する事実

258頁28行目～261頁1行目
(別紙3-3)

当たる。」と説明する。

[12] 同旨；堀本・商事法務1178号30頁。

[10] 対抗的公開買付(法167条5項8号)

(一) 特定公開買付者等関係者から当該公開買付け等実施に関する事実の伝達を受けた者が、株券等に係る株券等の買付け等をする場合で、

- ① 当該伝達を受けた者が法27条の3第1項^[1]の規定により行う公開買付開始公告において次のイ、ロ、ハに掲げる事項が明示され、かつ、
- ② 次のイ、ロ、ハに掲げる事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同条2項^[1]の公開買付届出書が法27条の14第1項^[1]の規定により公衆の縦覧に供された場合、適用が除外される。

イ 当該伝達を行った者の氏名又は名称

ロ 当該伝達を受けた時期

ハ 当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実^[2]の内容^[3]として次の取引府令62条の2〈1号〉〈2号〉〈3号〉に掲げる区分に応じ、〈1号〉〈2号〉〈3号〉掲げる事項

〈1号〉 上場等株券等(法167条1項)の法27条の2第1項に規定する公開買付け^[4]の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者^[5]から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等^[6]の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等^[7]の対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格^[8]、買付予定株券等の数^[9]及び法27条の13第4項各号に掲げる条件の内容

〈2号〉 施行令31条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって、次のイ、ロ、ハに掲げるもの

イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 当該買集め行為の対象となる株券等^[10]の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付け予定の株券等の数

〈3号〉 上場株券等の法27条の22の2第1項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合……当該公開買

付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて、次のイ、ロ、ハに係るもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等^[11]の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、買付け等の価格^[12]、買付け予定の上場株券等の数^[13]及び法27条の22の2第2項において準用する法27条の13第4項2号に掲げる条件の内容

- (二) 特定公開買付者等関係者とは、公開買付者等関係者^[14]であつて、1項各号の定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知ったものをいう。

特定公開買付者等関係者から公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者は、情報受領者として法167条3項の規制を受ける。例えば、施行令31条の買集め行為の決定をした者が、対象会社（発行者）にそれを伝達した場合、発行者とその役員等は法167条1項5号に該当し、さらにそれが自ら公開買付け（法27条の2）を実施しようと考えていた者に伝達されると、その者は法167条3項により売買等ができない。

買集め者の株券等の買付け等が可能であり、伝達を受けた公開買付けを行う予定の者が買付け不能であるのは不均衡である。場合によっては買集め者が他の潜在的な買収者に対して買集めの公開買付け等実施に関する事実を伝達して潜在的買収者による買付けを妨げることができる^[15]。そこで、企業買収に関する公正な競争（敵対的買収におけるホワイトナイトによる公開買付けなど）や有価証券取引の円滑化を図る観点から適用除外とされた^[16]。

適用除外の要件として、①伝達を受けた公開買付けをする者が、公開買付開始公告で先行する買集め等の公開買付け等の実施に関する事実の内容、伝達をした者、伝達の時期を記載し、②それが公開買付届出書に記載^[17]されて公衆縦覧に供された場合に適用除外になるものとした。①②により一般の投資家にも情報が開示され、伝達を受けた買付け等を行う者の取引が有利・不公平なものとして評価されるものではなくなるからである。従つて、公開買付開始公告をし、届出書を提出した後の買付け等が適用除外となる^[18]。

- (三) 伝達を受けた者は、法人とそれ以外の者がありうる。法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。

伝達を受けた者が法人であるときは、法167条3項後段の他の役員等も本号の適用除外を受ける。

- [1] 法27条の22の2第2項において準用する場合を含む(法167条4項)。
- [2] 公開買付け等中止に関する事実を含まない。公表がされた公開買付け等中止に関する事実、中止が決定されれば間もなく公表がされるのが一般であるため。
- [3] 伝達者から聞いた内容を正確に記載する。聞いた内容において〈1号〉〈2号〉〈3号〉に掲げる事項の一部が未定であったり、伝達されなかったりした場合は、可能な限り記載すれば、本号により適用除外とされる。
- [4] 法27条の2第1項本文の適用を受ける場合に限る。
- [5] 法167条5項8号。
- [6] 法167条1項。
- [7] 法27条の2第1項。
- [8] 法27条の2第3項。
- [9] 法27条の3第1項。
- [10] 施行令31条。
- [11] 法27条の22の2第1項。
- [12] 法27条の22の2第2項において準用する法27条の2第3項。
- [13] 法27条の22の2第2項において読み替えて準用する法27条の3第1項。
- [14] 元公開買付者等関係者を含む(法167条3項)。
- [15] 齊藤他・金融法務事情1980号106頁は、このほかに、次のような支障を指摘する。「公開買付けの実施を決定した者(提案者)が他の者(被提案者)に共同公開買付けを提案したものの協議不調となった場合、被提案者は、競争関係にある提案者が公開買付け実施の公表を行うまでの間、対象会社の株式の買付けができなくなる。また、被提案者が提案者の公開買付け実施の有無について確認できなくなることにより、仮に提案者が公開買付け実施を取り止めていたとしても対象会社の株式の買付けができなくなってしまう。」
- [16] 対抗的に株券等の買集めを行う場合、法27条の3第1項の公告や2項の公開買付届出書の提出はないので、本号の適用除外はない。
- [17] 公開買付届出書の記載については公開買付府令「第二号様式」第5, 5及び記載上の注意(34)、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令「第二号様式」第5, 5及び記載上の注意(18)参照。
- [18] 文理上、買付け等をする「場合」は、公告において明示され、かつ、公開買付届出書が公衆縦覧に供された「場合」に限定されている。

2 インサイダー取引の課徴金額

平成 16 年改正法による課徴金の水準については、違反者が違反行為によって得た経済的利得相当額が基準とされた。

平成 20 年法律第 65 号による金融商品取引法の改正で、引き続き利得相当額をもととすることにしつつ、金額の引上げが図られた。

〔1〕 法 166 条違反の課徴金 (法 175 条 1 項)

課徴金の額は、次の同項〈1号〉から〈3号〉である^[1]。2つ以上に当たるときはその合計額である。

〈1号〉 法 166 条 1 項又は 3 項に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等をした (重要事実の公表日以前 6 カ月以内に行われたもの^[2]に限る^[3]) 場合

(有価証券の売付け等の価格×売付け等の数量)－(重要事実の公表がされた後 2 週間の最も低い価格×売付け等の数量)

〈2号〉 法 166 条 1 項又は 3 項に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等をした (重要事実の公表日以前 6 カ月以内に行われたもの^[2]に限る) 場合

(重要事実の公表がされた後 2 週間の最も高い価格×買付け等の数量)－(有価証券の買付け等の価格×買付け等の数量)

〈3号〉 法 166 条 1 項に規定する売買等をした者が、自己以外の計算において売買等した場合^[4] (法 175 条 9 項の役員等が売買等した場合^[5]を除く)

次のイ又はロに掲げる売買等をした者の区分に応じ、各イ又はロに定める額

イ 運用対象財産^[6]の運用として売買等を行った者

①売買等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち売買等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令 1 条の 2 1 第 1 項〔1号〕から〔4号〕に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令 1 条の 2 1 第 2 項】に定める額に、③ 3 を乗じて得た額^[10]

〔1号〕 法 28 条 4 項 1 号に掲げる行為 (法 2 条 8 項 1 2 号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る)・・・当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等〔算定対象取引〕に係る利益又は損失が帰属するもの

〔2号〕 法 28 条 4 項 1 号に掲げる行為 (〔1号〕に掲げるもの

を除く)・・・投資一任契約(法 2 条 1 項 1 2 号ロ)の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

[3号] 法 2 8 条 4 項 2 号に掲げる行為(投資信託・外国投資信託の受益証券〔法 2 条 1 項 1 0 号〕に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法 2 条 8 項 1 4 号〕)・・・違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

[4号] 法 2 8 条 4 項 3 号に掲げる行為(金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券〔法 2 条 1 項 1 4 号、1 7 号〕、ロ 信託の受益権〔同条 2 項 1 号、2 号〕、ハ 集団投資スキーム持分〔同項 5 号、6 号〕の権利を有する者から出資又は拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法 2 条 8 項 1 5 号〕)・・・イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

【課徴金府令 1 条の 2 1 第 2 項】

算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記〔1号〕から〔4号〕に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11]〔運用報酬〕の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を 1 0 で除して得た額とする^[13]。

ロ イに掲げる者以外の者

算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額(課徴金府令 1 条の 2 1 第 3 項)

[2] 法 1 6 7 条違反の課徴金(法 1 7 5 条 2 項)

課徴金の額は、次の同項〈1号〉から〈3号〉である^{[15][16]}。2つ以上に当たるときはその合計額である。

〈1号〉 法167条1項又は3項に違反して^[17]、自己の計算において有価証券の売付け等をした（公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表日以前6カ月以内に行われたもの^[2]に限る）場合

（有価証券の売付け等の価格×売付け等の数量）－（公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後2週間の最も低い価格×売付け等の数量）

〈2号〉 法167条1項又は3項に違反して^[17]、自己の計算において有価証券の買付け等をした（公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表日以前6カ月以内に行われたもの^[2]に限る）場合

（公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後2週間の最も高い価格×買付け等の数量）－（有価証券の買付け等の価格×買付け等の数量）

〈3号〉 法167条1項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者が、自己以外の者の計算において買付け等又は売付け等した場合

次のイ又はロに掲げる買付け等又は売付け等をした者の区分に応じ、各イ又はロに定める額

イ 運用対象財産^[6]の運用として買付け等又は売付け等を行った者

①買付け等又は売付け等をした日の属する月^[7]における運用対象財産のうち特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等をした違反者が業として行う^[8]、次の課徴金府令1条の21第4項〔1号〕から〔4号〕に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの^[9]の②運用の対価の額に相当する額として下記の【課徴金府令1条の21第5項】に定める額に、③3を乗じて得た額^[18]

〔1号〕 法28条4項1号に掲げる行為（法2条8項12号イの登録投資法人との資産の運用に係る契約に係るものに限る）……当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該特定株券等又は関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等〔算定対象取引〕に係る利益又は損失が帰属するもの

〔2号〕 法28条4項1号に掲げる行為（〔1号〕に掲げるものを除く）……投資一任契約（法2条1項12号ロ）

の相手方から違反者が委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

〔3号〕 法28条4項2号に掲げる行為（投資信託・外国投資信託の受益証券〔法2条1項10号〕に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項14号〕）……違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

〔4号〕 法28条4項3号に掲げる行為（金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、イ 信託法の受益証券発行信託の受益証券〔法2条1項14号、17号〕、ロ 信託の受益権〔同条2項1号、2号〕、ハ 集団投資スキーム持分〔同項5号、6号〕の権利を有する者から出資又は拋出を受けた金銭その他の財産の運用行為〔法2条8項15号〕）……イ、ロ、ハの権利を有する者から違反者が拋出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

【課徴金府令1条の21第5項】

算定対象取引が行われた日の属する月^[7]について違反者に上記〔1号〕から〔4号〕に定める財産の運用の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産^[11]〔運用報酬〕の価額^[12]の総額とし、当該総額が算出できない場合は、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を10で除して得た額とする^[13]。

ロ イに掲げる者以外の者

算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額^[14]の総額（課徴金府令1条の21第6項）

[1] 平成20年改正前では、法175条1項1号ロの「公表がされた後2週間における最も低い価格」は「公表がされた後における価格」、同項2号イの「公表がされた後2週間における最も高い価格」は「公表がされた後における価

格」であった。重要事実公表後の反対売買により期待しうる取引の利益を基準とした課徴金額に引き上げられた。

[2] 公表がされた日に行われたものは、公表がされた後に行われたものを除く。

[3] 売買等の時点と重要事実の公表の間の期間が長期であれば、公表後（2 週間内）の価格が経済情勢、政治情勢により変動するなどし、売付け価格との差額の金銭的負担を課することが過大となるおそれがあるので、6 カ月以内に限定されている。〈3号〉の他人の計算による売買等は、〈1号〉、〈2号〉と計算方法が異なり、6 カ月の限定はない。

[4] 平成 24 年改正前は金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の顧客・権利者の計算において売買等をした場合に課せられたが、改正後は金融商品取引業者等であるか否かを問わず他人の計算（自己以外の計算）において売買等をした場合に課することとした。

平成 24 年改正による課徴金額は、自己以外の計算においてインサイダー取引をした場合、取引に係る手数料、報酬その他の対価として内閣府令で定める額の課徴金とされ（法 175 条 1 項 3 号、2 項 3 号）、資産運用として取引をした場合は月額運用報酬×対象取引÷運用対象財産総額が、それ以外の場合は対象取引の対価として支払われた額が課徴金額とされていた（課徴金府令 1 条の 2 1 第 1 項、2 項）。

平成 25 年改正により 3 カ月分の運用財産についての報酬の金額が課徴金額とされた。

[5] 後記 3 注[1]。

[6] 法 28 条 4 項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法 42 条 1 項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう（法 173 条 1 項 4 号イ）。

[7] 当該売買等が 2 カ月にわたって行われたものである場合は、これらの月のうち最後の月。

[8] 金融商品取引業の登録（法 29 条）の有無を問わない。

[9] 不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。たとえば、課徴金の額を不当に引き下げるため、一体のファンドを形式上分割して運用報酬を少額にする場合である。

[10] 第 4 編 1 の報告書 II 1 は「課徴金制度は、違反行為の抑止という観点から、違反行為者に対して金銭的負担を課す行政上の措置であり、課徴金額の水準は、違反抑止を図り、規制の実効性を確保するために十分なものである必要がある。しかしながら、最近の違反事案を踏まえると、現行の『他人の計算』による違反行為に係る課徴金額の計算方法は、違反行為に対する抑止

効果が十分に期待できないものとなっているため、違反行為者が一般的に得られる利得を適切に捉えた計算方法になるよう見直しを行うことが適当である。」とし、同 2 は「資産運用業者は、違反行為によって将来にわたり継続的に運用報酬を維持・増加させることが可能であり、その利得は違反行為に係る対象銘柄に対応する部分だけでなく、顧客からの運用報酬全体に及んでいるものと考えられる。」とし、さらに「資産運用の委託は継続的な契約であり、投資家と資産運用業者の間で運用委託契約が締結されれば、相当の期間、運用報酬を継続的に得ることが可能であることを踏まえ、課徴金額については、一定期間（例えば 3 ヶ月）の運用報酬額を基準とする計算方法に見直し」とする。なお、資産運用業者以外の者も含め主に単発の取引を行う者については、「違反行為に基づく直接的な報酬等が違反行為者の得る一般的な利得と考えられるため、違反行為の対価を課徴金額とする現行の計算方法が基本的に適当である。」とする。

- [11] 当該運用が投資信託の受益証券（法 2 条 1 項 10 号）に表示される権利を有する者から拋出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、その受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として金融商品取引業者等に対して支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。
- [12] 運用報酬算定期間（運用の算定の基礎となる期間）が 1 カ月を超える場合にあっては、その運用報酬を運用報酬算定期間の月数で除する方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときにはその算定取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他合理的な方法により算出した額。
- [13] その根拠については、「ファンドのサンプル調査から得られた資産運用業者が受領する手数料の平均値等のデータに照らし、当該金額が、資産運用業者が受領する運用報酬の価額の近似値であると考えられる」と説明されている。
- [14] 価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額とする（課徴金府令 1 条の 2 1 第 3 項、6 項）。
- [15] 平成 20 年改正前では、法 175 条 2 項 1 号ロの「公表がされた後 2 週間における最も低い価格」は「公表がされた後における価格」、同項 2 号イの「公表がされた後 2 週間における最も高い価格」は、「公表がされた後における価格」であった。

- [16] [1][15]の改正につき、大来＝鈴木・商事法務 1840 号 34 頁は、「重要事実公表に伴う市場価格への影響は、必ずしも重要事実公表日翌日にすべて反映されるとは限らず、むしろ、過去の事例に照らすと、重要事実公表に伴う市場価格への影響は重要事実公表日翌日以降も数日は継続する傾向がみられた。」とする。
- [17] 法 175 条 2 項 1 号では、公開買付け等の中止に関する事実を知った場合、2 号では、公開買付け等の実施に関する事実を知った場合、に課徴金が課される（同旨；河本他逐条解説 1393 頁）。
- [18] 平成 25 年改正による法 175 条 2 項 3 号の改正の趣旨は、同条 1 項 3 号と同じである。

5 伝達等の禁止違反の課徴金

〔1〕 法 167 条の 2 第 1 項違反の課徴金 (法 175 条の 2 第 1 項)

(一) 法 167 条の 2 第 1 項に違反して、同項の伝達をし又は同項の売買等をすることを勧める行為 (違反行為という) をした違反者^[1]は、違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者 (情報受領者という) が、違反行為に係る重要事実の公表前に、特定有価証券等に係る売買等をした場合^[2]、課徴金を課される。その趣旨は、第 4 編 1 に記載のとおりである。

課徴金の額は、次の法 175 条の 2 第 1 項〈1号〉から〈3号〉である。

〈1号〉 特定有価証券等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合
情報受領者等から違反者に対し支払われる違反行為をした日の属する月^[3]における仲介関連業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額^[4]の総額 (課徴金府令 1 条の 25 第 1 項) に 3 を乗じて得た額

〈2号〉 特定有価証券等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合
次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 情報受領者から違反者に対し支払われる違反行為をした日の属する月^[3]における仲介関連業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額^[4]の総額 (課徴金府令 1 条の 25 第 1 項) に 3 を乗じて得た額

ロ 募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として次の課徴金府令 1 条の 25 第 2 項〔1号〕に掲げる額から〔2号〕に掲げる額を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額

〔1号〕 特定有価証券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

〔2号〕 違反者がその募集等業務に関して他の者に法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

〈3号〉 〈1号〉〈2号〉に掲げる以外の場合

違反行為により情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(二) 「仲介関連業務」とは、法 2 条 8 項 2 号又は 3 号に掲げる行為、同項 4

号に掲げる行為(店頭デリバティブ取引を除く)、同項 10 号に掲げる行為(有価証券の売買を除く)、その他これに類するものとして政令で定める^[5]行為に係る業務(これらに付随する業務として課徴金府令 1 条の 24 で定める法 35 条 1 項 8 号に掲げる「有価証券に関連する情報の提供又は助言(法 2 条 8 項 11 号に掲げる行為に該当するものを除く)」を行う行為を含む)である。金融商品取引業者のほか、登録金融機関(法 33 条)、金融商品仲介業者(法 66 条)の行う業務も含まれることにはなるが、金融商品取引業の登録の有無は問わない。

法 2 条 8 項 2 号に掲げる行為は、有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く)又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、10 号に掲げるものを除く)である。

法 2 条 8 項 3 号に掲げる行為は次のイ、ロに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理である。

- イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ロ 外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

法 2 条 8 項 4 号に掲げる行為(店頭デリバティブ取引を除く)は、店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く)若しくは代理である。

法 2 条 8 項 10 号に掲げる行為(有価証券の売買を除く)は、いわゆる P T S 業務である。

「募集等業務」は法 2 条 8 項 9 号に掲げる有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る業務である。金融商品取引業者のほか、登録金融機関、金融商品仲介業者の行う業務が含まれる。なお、法 175 条の 2 第 1 項 2 号ロの法「2 条第 8 項第 6 号に掲げる業務」とは、有価証券の引受け、つまり有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、法 2 条 6 項 1 号から 3 号に掲げるもののいずれかを行うことである。

〔2〕 法 167 条の 2 第 2 項違反の課徴金 (法 175 条の 2 第 2 項)

(一) 法 167 条の 2 第 2 項に違反して、同項の伝達をし又は同項の買付け等又は売付け等をするを勧める行為 (違反行為という) をした違反者^[7]は、違反行為により当該伝達を受けた者又は当該買付け等又は売付け等をするを勧められた者 (情報受領者等という) が、違反行為に係る公開買付け等事実の公表前に、株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合^[8]、課徴金を課される。その趣旨は第 4 編 1 に記載のとおりである。

〈1 号〉 株券等に係る仲介関連業務に関し違反行為をした場合

情報受領者等から当該違反者に対し支払われる違反行為をした日の属する月^[3]における仲介関連業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額^[4]の総額 (課徴金府令 1 条の 25 第 3 項) に 3 を乗じて得た額

〈2 号〉 株券等に係る募集等業務に関し違反行為をした場合

次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 情報受領者等から違反者に対し支払われる違反行為をした日の属する月^[3]における仲介関連業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産〔仲介関連業務報酬〕の価額^[4]の総額 (課徴金府令 1 条の 25 第 3 項) に 3 を乗じて得た額

ロ 募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として次の課徴金府令 1 条の 25 第 4 項〔1 号〕に掲げる額から〔2 号〕に掲げる額を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額

〔1 号〕 株券等の発行者から違反者に対し、募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

〔2 号〕 違反者がその募集等業務に関して他の者に法 2 条 8 項 6 号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、違反者から他の者にその業務の対価として支払われ又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

〈3 号〉 〈1 号〉〈2 号〉に掲げる以外の場合

違反行為により情報受領者等が行った買付け等又は売付け等によって得た利得相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額

- [1] 法 1 7 5 条同様に、法 1 6 6 条 1 項 2 号から 4 号及び 3 項の法人も法 1 7 5 条の 2 第 1 項の課徴金納付命令の対象となる。「知った」ものは、法人でなく会社関係者に当たる自然人について判断する。また、その上場会社等は親会社及び子会社並びに資産運用会社及び特定関係法人を含む。
- [2] 売買等が法 1 6 6 条 6 項の適用除外に該当する場合は、違反者に課徴金は課せられない。
- [3] 当該月が二以上ある場合は、これらの月のうち最後の月。
- [4] 仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（算定期間）が 1 カ月を超える場合にあっては、その仲介関連業務報酬を算定期間の月数で除する方法その他の合理的な方法により算出した額。
- [5] 政令の定めは、平成 2 6 年 5 月末日現在ない。
- [6] 法 1 7 5 条の 2 第 1 項 1 号、2 号、3 号の各課徴金額の根拠については、齊藤他・金融法務事情 1 9 8 0 号 9 9 頁～1 0 1 頁参照。なお、同項 3 号の課徴金額の根拠は曖昧であって、経済的利益から離れた擬制であり、課徴金が制裁としての色彩を強めていることを示すものである。
- [7] 法 1 7 5 条同様に、法 1 6 7 条 1 項 2 号から 6 号及び 3 項の法人も法 1 7 5 条の 2 第 2 項の課徴金納付命令の対象となる。「知った」ものは、法人でなく公開買付者等関係者に当たる自然人について判断する。その公開買付者等は親会社を含む。
- [8] 買付け等または売付け等が法 1 6 7 条 5 項の適用除外に該当する場合は、違反者に課徴金は課せられない。